

発電炉工認手続きガイド及び作成要領を踏まえた当社施設の設工認作成要領【添付書類の作成要領】
＜比較検討＞

発電炉 工認手続きガイド	当社施設 設工認作成要領（案）	発電炉 工認作成要領	備考												
<p>(3) 添付書類 規則別表第2の下欄においては、発電用原子炉を設置する工場又は事業所全体若しくは発電用原子炉施設全体に係る添付書類の要求に加えて、同表の上欄の発電用原子炉施設の種別に応じた添付書類の要求が規定されている。すなわち、認可の申請又は届出に係る工事の内容に係るものについて添付する必要がある。</p>	<p>6 設工認申請における添付書類の作成要領</p> <p>設工認申請にあたり、原子力規制委員会規則では、各施設の申請に係る設計及び工事の計画が炉規法に定める各施設において、許可を受けたところ又は規定により届け出たところによるものであることを説明した書類並びに各施設の申請に係る設計及び工事の計画が炉規法で定める各施設の技術上の基準（以下「技術基準」という。）に適合していることを計算によって説明した書類その他の各施設の申請に係る設計及び工事の計画が技術基準に適合していることを説明した書類を添付することを要求している。</p> <p>この添付書類は、設工認申請した施設（以下「当該施設」という。）の技術基準規則及び解釈への適合性を示すための書類であることに鑑み、当該施設の詳細設計の考え方、技術基準規則及び解釈への適合性を示すため、各添付書類に共通する作成要領を以下にまとめる。</p> <p>なお、記載構成については、原則として先行プラントで認可実績のある発電炉工認を参考に作成を行うものとする。また、特記事項のある書類については添付書類として別途記載する。</p> <p>1. 基本的な構成^{※1} 添付書類の章立ての基本的な構成は以下のとおりとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 概要 2. 基本方針（技術基準規則及び解釈等の要求項目を含む。） 3. 評価（該当する場合） 4. 施設の詳細設計方針 <p>（以下、必要に応じ添付する。）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 計算機プログラム（解析コード）の概要等 <p>※1：書類内容に応じて、各章立ての中の分類を分けることも可とする。</p> <p>2. 具体的な記載内容及び記載にあたっての留意事項 「1. 基本的な構成」の章立て構成に基づく具体的な記載内容及び記載にあたっての留意事項を以下に示す。</p> <table border="1" data-bbox="477 1255 1466 1898"> <thead> <tr> <th>章^{※2}</th> <th>具体的な記載内容及び留意事項^{※2}</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>全般的な留意事項</td> <td>基本設計方針及び仕様表と整合が図られていること。 「技術基準規則及び解釈の要求事項に追加又は変更があるもの」に対して関連する内容を記載する^{※3}。 書類全体に亘り、極力、記載内容が重複しないようにする。 ※3：全体の繋がりやトーン合わせ等の状況や内容に応じて、例外的に追加又は変更のない部分を記載する場合もある。</td> </tr> <tr> <td>1. 概要</td> <td>(1) 説明書類の目的や位置付け^{※4}を記載する。 (記載例：再処理施設の設工認) 本資料は、「再処理施設の技術基準に関する規則」（以下「技術基準規則」という。）第十一条に基づき、火災又は爆発により廃棄物管理施設の安全性を損なわないよう、火災区域及び火災区画に対して、火災及び爆発の発生防止、火災及び爆発の感知及び消火並びに火災及び爆発の影響軽減のそれぞれを考慮した火災防護対策を行うことを説明するものである。 また、再処理施設における火災防護対策を具体化するに当たっては、「実用発電用原子炉及びその附属施設の火災防護に係る審査基準」（以下「火災防護に係る審査基準」という。）を参考と</td> </tr> </tbody> </table>	章 ^{※2}	具体的な記載内容及び留意事項 ^{※2}	全般的な留意事項	基本設計方針及び仕様表と整合が図られていること。 「技術基準規則及び解釈の要求事項に追加又は変更があるもの」に対して関連する内容を記載する ^{※3} 。 書類全体に亘り、極力、記載内容が重複しないようにする。 ※3：全体の繋がりやトーン合わせ等の状況や内容に応じて、例外的に追加又は変更のない部分を記載する場合もある。	1. 概要	(1) 説明書類の目的や位置付け ^{※4} を記載する。 (記載例：再処理施設の設工認) 本資料は、「再処理施設の技術基準に関する規則」（以下「技術基準規則」という。）第十一条に基づき、火災又は爆発により廃棄物管理施設の安全性を損なわないよう、火災区域及び火災区画に対して、火災及び爆発の発生防止、火災及び爆発の感知及び消火並びに火災及び爆発の影響軽減のそれぞれを考慮した火災防護対策を行うことを説明するものである。 また、再処理施設における火災防護対策を具体化するに当たっては、「実用発電用原子炉及びその附属施設の火災防護に係る審査基準」（以下「火災防護に係る審査基準」という。）を参考と	<p>6 工事計画認可申請における添付書類の作成要領</p> <p>工事計画認可申請にあたり、実用炉規則では、別表第二の上欄に掲げる種類に応じて、同表の下欄に掲げる書類を添付することを要求している。</p> <p>この添付書類は、工事計画認可申請した施設（以下「当該施設」という。）の技術基準規則及び解釈への適合性を示すための書類であることに鑑み、当該施設の詳細設計の考え方、技術基準規則及び解釈への適合性を示すため、各添付書類に共通する作成要領を以下にまとめる。</p> <p>なお、特記事項のある書類については添付書類として別途記載する。</p> <p>1. 基本的な構成^{※1} 添付書類の章立ての基本的な構成は以下のとおりとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 概要 2. 基本方針（技術基準規則及び解釈等の要求項目を含む。） 3. 評価（該当する場合） 4. 施設の詳細設計方針 <p>別添（必要に応じ添付する。）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 計算機プログラム（解析コード）の概要等 <p>※1：書類内容に応じて、各章立ての中の分類を分けることも可とする。</p> <p>2. 具体的な記載内容及び記載にあたっての留意事項 「1. 基本的な構成」の章立て構成に基づく具体的な記載内容及び記載にあたっての留意事項を以下に示す。</p> <table border="1" data-bbox="1581 1247 2570 1898"> <thead> <tr> <th>章^{※2}</th> <th>具体的な記載内容及び留意事項^{※2}</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>全般的な留意事項</td> <td>基本設計方針及び要目表と整合が図られていること。 「技術基準規則及び解釈の要求事項に追加又は変更があるもの」に対して関連する内容を記載する^{※3}。 書類全体に亘り、極力、記載内容が重複しないようにする。 ※3：全体の繋がりやトーン合わせ等の状況や内容に応じて、例外的に追加又は変更のない部分を記載する場合もある。</td> </tr> <tr> <td>1. 概要</td> <td>(1) 説明書類の目的や位置付け^{※4}を記載する。 (記載例) 本書類は、「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」（以下「技術基準規則」という。）第26条第1項第4号及び第7号並びにそれらの「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の解釈」（以下「解釈」という。）に基づき、燃料取扱いに使用するクレーン、装置等の燃料取扱設備における、燃料集合体の落下防止対策及び使用済燃料プール内の燃料体又は使用済燃料（以下「燃料体等」という。）又は重量物の落下により破損しないことについて説明するものである。併せて、技術基準規則第26条第2項第4号ニ及びその解釈に基づき、燃料取扱設備等の重量</td> </tr> </tbody> </table>	章 ^{※2}	具体的な記載内容及び留意事項 ^{※2}	全般的な留意事項	基本設計方針及び要目表と整合が図られていること。 「技術基準規則及び解釈の要求事項に追加又は変更があるもの」に対して関連する内容を記載する ^{※3} 。 書類全体に亘り、極力、記載内容が重複しないようにする。 ※3：全体の繋がりやトーン合わせ等の状況や内容に応じて、例外的に追加又は変更のない部分を記載する場合もある。	1. 概要	(1) 説明書類の目的や位置付け ^{※4} を記載する。 (記載例) 本書類は、「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」（以下「技術基準規則」という。）第26条第1項第4号及び第7号並びにそれらの「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の解釈」（以下「解釈」という。）に基づき、燃料取扱いに使用するクレーン、装置等の燃料取扱設備における、燃料集合体の落下防止対策及び使用済燃料プール内の燃料体又は使用済燃料（以下「燃料体等」という。）又は重量物の落下により破損しないことについて説明するものである。併せて、技術基準規則第26条第2項第4号ニ及びその解釈に基づき、燃料取扱設備等の重量	<p>・ 規則の違いによる見直し</p> <p>・ 記載構成については、原則、発電炉工認を参照することを明記。</p>
章 ^{※2}	具体的な記載内容及び留意事項 ^{※2}														
全般的な留意事項	基本設計方針及び仕様表と整合が図られていること。 「技術基準規則及び解釈の要求事項に追加又は変更があるもの」に対して関連する内容を記載する ^{※3} 。 書類全体に亘り、極力、記載内容が重複しないようにする。 ※3：全体の繋がりやトーン合わせ等の状況や内容に応じて、例外的に追加又は変更のない部分を記載する場合もある。														
1. 概要	(1) 説明書類の目的や位置付け ^{※4} を記載する。 (記載例：再処理施設の設工認) 本資料は、「再処理施設の技術基準に関する規則」（以下「技術基準規則」という。）第十一条に基づき、火災又は爆発により廃棄物管理施設の安全性を損なわないよう、火災区域及び火災区画に対して、火災及び爆発の発生防止、火災及び爆発の感知及び消火並びに火災及び爆発の影響軽減のそれぞれを考慮した火災防護対策を行うことを説明するものである。 また、再処理施設における火災防護対策を具体化するに当たっては、「実用発電用原子炉及びその附属施設の火災防護に係る審査基準」（以下「火災防護に係る審査基準」という。）を参考と														
章 ^{※2}	具体的な記載内容及び留意事項 ^{※2}														
全般的な留意事項	基本設計方針及び要目表と整合が図られていること。 「技術基準規則及び解釈の要求事項に追加又は変更があるもの」に対して関連する内容を記載する ^{※3} 。 書類全体に亘り、極力、記載内容が重複しないようにする。 ※3：全体の繋がりやトーン合わせ等の状況や内容に応じて、例外的に追加又は変更のない部分を記載する場合もある。														
1. 概要	(1) 説明書類の目的や位置付け ^{※4} を記載する。 (記載例) 本書類は、「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」（以下「技術基準規則」という。）第26条第1項第4号及び第7号並びにそれらの「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の解釈」（以下「解釈」という。）に基づき、燃料取扱いに使用するクレーン、装置等の燃料取扱設備における、燃料集合体の落下防止対策及び使用済燃料プール内の燃料体又は使用済燃料（以下「燃料体等」という。）又は重量物の落下により破損しないことについて説明するものである。併せて、技術基準規則第26条第2項第4号ニ及びその解釈に基づき、燃料取扱設備等の重量														

発電炉工認手続きガイド及び作成要領を踏まえた当社施設の設工認作成要領【添付書類の作成要領】

<比較検討>

発電炉 工認手続きガイド	当社施設 設工認作成要領 (案)		発電炉 工認作成要領		備考
	<p>章※2</p> <p>1. 概要 (前項の続き)</p> <p>2. 基本方針</p> <p>3. 評価</p>	<p>具体的な記載内容及び留意事項※2</p> <p>して廃棄物管理施設の特徴及びその重要度を踏まえた火災防護対策を講ずる設計とする。 ※4 : a. 条文に対応することを示す宣言だけでなく、直接的な要求に対する説明に関連した特殊な内容を示すことの宣言 b. 既設工認の読み込みや他の説明書との関連を示す宣言</p> <p>(1) 当該添付書類で説明している全体の流れがわかる概要を記載する。 (例：再処理施設の設工認) 火災防護に関する説明書 再処理施設において、冷却及び遮蔽に係る安全機能が火災又は爆発によって損なわれないよう、適切な火災防護対策を講ずる設計とする。具体的には、…火災防護対象設備を設置する火災区域及び火災区画に対して、廃棄物管理施設の安全性が損なわれないよう、以下に示す火災及び爆発の発生防止、火災及び爆発の感知及び消火並びに火災及び爆発の影響軽減のそれぞれを考慮した火災防護対策を講ずる。… 2.1 火災発生防止 廃棄物管理施設の火災及び爆発の発生防止として、廃棄物管理施設で取り扱う化学薬品等のうち、可燃性物質を使用する系統及び機器に対する着火源の排除及び漏えい防止対策を講ずる設計とする。また、…防止する設計とする。…</p> <p>(2) 当該施設の設置にあたって評価が必要な場合に、事業変更許可での評価結果を用いる場合は、その評価結果及びそれを踏まえた設計方針を記載する。</p> <p>(3) 今後、評価する場合は評価時期、評価方法及び条件、評価結果に応じてとる措置といった評価方針を記載する。</p> <p>(4) 当該施設に係る技術基準規則及び解釈の要求を記載する。</p> <p>(5) 事業変更許可申請書の本文記載事項のうち、技術基準規則及び解釈に対応条文のない事業許可基準規則要求を受けた約束事項があればそれを記載する。</p> <p>(6) 上記以外で関連する規格要求等がある場合も記載する。</p> <p>(1) 「2. 基本方針」(2)又は(3)項で記載した評価に関する内容の詳細を記載する。</p> <p>(2) 評価や解析を行うにあたっては、評価や解析の基本方針、評価方法、前提条件、評価結果の記載順を基本とした構成とする。</p> <p><留意事項> 事業許可基準規則への適合性確認として実施した有効性評価にて性能評価を行ったものについては、「有効性評価において性能を有していることを確認した」旨を記載する。この時、評価条件に合致していることも記載する。</p>	<p>章※2</p> <p>1. 概要 (前項の続き)</p> <p>2. 基本方針</p> <p>3. 評価</p>	<p>具体的な記載内容及び留意事項※2</p> <p>物が落下しても使用済燃料プールの機能が損なわれないことを説明する。 ※4 : a. 条文に対応することを示す宣言だけでなく、直接的な要求に対する説明に関連した特殊な内容を示すことの宣言 b. 既工認の読み込みや他の説明書との関連を示す宣言</p> <p>(1) 当該添付書類で説明している全体の流れがわかる概要を記載する。 (例) 火災防護に関する説明書 東海第二発電所における設計基準対象施設及び重大事故等対処施設は、火災により発電用原子炉施設の安全性や重大事故等に対処するための必要な機能を損なわないよう、設計基準対象施設のうち、火災防護上重要な機器等並びに重大事故等対処施設を設置する火災区域及び火災区画に対して、以下に示す火災の発生防止、火災の感知及び消火並びに火災の影響軽減のそれぞれを考慮した火災防護対策を講じる。 2.1 火災発生防止 発電用原子炉施設内の火災発生防止として、発火性又は引火性物質を内包する設備に対し、漏えい及び拡大の防止対策、防爆対策、設置上の考慮、換気及び発火性又は引火性物質の貯蔵量を必要な量にとどめる対策を行う。また、…防止する設計とする。…</p> <p>(2) 当該施設の設置にあたって評価が必要な場合に、設置変更許可での評価結果を用いる場合は、その評価結果及びそれを踏まえた設計方針を記載する。</p> <p>(3) 今後、評価する場合は評価時期、評価方法及び条件、評価結果に応じてとる措置といった評価方針を記載する。</p> <p>(4) 当該施設に係る技術基準規則及び解釈の要求を記載する。</p> <p>(5) 設置変更許可申請書の本文記載事項のうち、技術基準規則及び解釈に対応条文のない設置許可基準規則要求を受けた約束事項があればそれを記載する。</p> <p>(6) 上記以外で関連する規格要求等がある場合も記載する。</p> <p>(1) 「2. 基本方針」(2)又は(3)項で記載した評価に関する内容の詳細を記載する。</p> <p>(2) 評価や解析を行うにあたっては、評価や解析の基本方針、評価方法、前提条件、評価結果の記載順を基本とした構成とする。</p> <p><留意事項> 設置許可基準規則への適合性確認として実施した有効性評価にて性能評価を行ったものについては、「有効性評価において性能を有していることを確認した」旨を記載する。この時、評価条件に合致していることも記載する。</p>	

発電炉工認手続きガイド及び作成要領を踏まえた当社施設の設工認作成要領【添付書類の作成要領】
 <比較検討>

発電炉 工認手続きガイド	当社施設 設工認作成要領 (案)		発電炉 工認作成要領		備考
	章※2	具体的な記載内容及び留意事項※2	章※2	具体的な記載内容及び留意事項※2	
	3. 評価 (前項の続き)	評価解析を行うにあたり、結果を導くまでの過程を後から検証できるように、前提条件、使用する計算式及び入力値等を明確にするとともに、出典元も記載する。 ガイド等に準ずる場合、準ずる旨の記載だけでなく、評価や確認した内容も記載する。	3. 評価 (前項の続き)	評価解析を行うにあたり、結果を導くまでの過程を後から検証できるように、前提条件、使用する計算式及び入力値等を明確にするとともに、出典元も記載する。 ガイド等に準ずる場合、準ずる旨の記載だけでなく、評価や確認した内容も記載する。	
	4. 施設の 詳細設計方針	(1) 当該施設の基本設計方針及び要目表記載事項に係る詳細設計方針を記載する。 (2) 原則として、設計基準対象施設及び重大事故等対処施設の設計方針を融合させた記載とする。 ※5 (3) 融合が困難な場合は、設計基準対象施設及び重大事故等対処施設の両方に共通する大枠の考え方を記載した上で、それぞれ特徴的なものを個別に記載する。 ※5 (4) 「3. 評価」も考慮した上で、技術基準規則及び解釈並びに 事業 許可基準規則を受けて 事業 変更許可本文に記載している約束事項等の要求に対して、基本設計方針及び 仕様 表の記載事項が適合していることを記載する。 <留意事項> 構造、仕様及び設置場所（取付位置）等、変更が生じた際に性能に影響があると考えられるものは記載する。	4. 施設の 詳細設計方針	(1) 当該施設の基本設計方針及び要目表記載事項に係る詳細設計方針を記載する。 (2) 原則として、設計基準対象施設及び重大事故等対処施設の設計方針を融合させた記載とする。 (3) 融合が困難な場合は、設計基準対象施設及び重大事故等対処施設の両方に共通する大枠の考え方を記載した上で、それぞれ特徴的なものを個別に記載する。 (4) 「3. 評価」も考慮した上で、技術基準規則及び解釈並びに 設置 許可基準規則を受けて 設置 変更許可本文に記載している約束事項等の要求に対して、基本設計方針及び 要目 表の記載事項が適合していることを記載する。 <留意事項> 構造、仕様及び設置場所（取付位置）等、変更が生じた際に性能に影響があると考えられるものは記載する。	
	その他、必要に応じ添付する書類	事業 変更許可時に作成した「 整理資料 」については、 設工認 申請書の説明書類として添付することの可否を検討する。必要と判断した場合であっても、そのまま添付するのではなく、必要な情報を整理した上で添付する。この時、原則として文章部分は本文側に含ませ、図表のみを添付する。ただし、 設工認 本文を補足する上で全体を添付する必要がある場合は、上記によらなくてもよいこととする。 書類 を添付する場合は、原則として添付書類本文の章立て等の説明のまとまり（最小単位）に対して一つまでとし、 書類 番号を文章に溶け込ませてリンク先を明確にする※6。また、複数の 書類 が該当する場合は、 書類 の構成を見直し、上記の原則に従う。 各計算書作成の基本方針及び評価に用いた計算機プログラム（解析コード）についての説明を添付する。 <留意事項> 別添の中に、さらに別紙や添付資料を付けるような、多重階層的な構成は、極力避ける。 ※6： (記載例) ○○については、別添1「○○○○」に示す。	別添	設置 変更許可時に作成した「 まとめ資料 」については、 工事計画認可 申請書の説明書類として添付することの可否を検討する。必要と判断した場合であっても、そのまま添付するのではなく、必要な情報を整理した上で添付する。この時、原則として文章部分は本文側に含ませ、図表のみを添付する。ただし、 工事計画書 本文を補足する上で全体を添付する必要がある場合は、上記によらなくてもよいこととする。 別添 を添付する場合は、原則として添付書類本文の章立て等の説明のまとまり（最小単位）に対して一つまでとし、 別添 番号を文章に溶け込ませてリンク先を明確にする※5。また、複数の別添が該当する場合は、別添の構成を見直し、上記の原則に従う。 各計算書作成の基本方針及び評価に用いた計算機プログラム（解析コード）についての説明を添付する。 <留意事項> 別添の中に、さらに別紙や添付資料を付けるような、多重階層的な構成は、極力避ける。 ※5： (記載例) 屋外に設置又は保管している重大事故等対処設備は、竜巻の影響を受けることから全ての重大事故等対処設備を竜巻の影響を考慮する施設として選定する。 屋外に設置する具体的な重大事故等対処設備については、別添1「屋外に設置する重大事故等対処設備の抽出」に示す。	
	※2：書類全体の構成として、上記に示す標準的なパターン以外に、「3. 評価」又は「4. 施設の詳細設計方針」がないパターンや、分冊構成として詳細に記載するパターンもあるため、添付書類で説明する内容に応じて最適なパターンを選択するなど、柔軟に対応することとする。		※2：書類全体の構成として、上記に示す標準的なパターン以外に、「3. 評価」又は「4. 施設の詳細設計方針」がないパターンや、分冊構成として詳細に記載するパターンもあるため、添付書類で説明する内容に応じて最適なパターンを選択するなど、柔軟に対応することとする。		

発電炉工認手続きガイド及び作成要領を踏まえた当社施設の設工認作成要領【添付書類の作成要領】
 <比較検討>

発電炉 工認手続きガイド	当社施設 設工認作成要領 (案)	発電炉 工認作成要領	備考
	<p>※5：重大事故等対処設備が存在しない場合は適用外とする。</p> <p>3. 説明書固有の特記事項が含まれている作成要領 説明書固有の特記事項が含まれている作成要領については、以下に別紙として記載する。</p> <p>(1)別紙1 設工認申請書のうち当社施設の事業変更許可との整合性に関する説明書の作成要領</p>	<p>3. 説明書固有の特記事項が含まれている作成要領 説明書固有の特記事項が含まれている作成要領については、以下に別紙として記載する。</p> <p>(1)別紙1 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書の作成要領 (2)別紙2 工事計画認可申請書のうち発電用原子炉の設置の許可との整合性に関する説明書の作成要領 (3)別紙3 東海第二発電所 強度に関する説明書の記載上の整理について (4)別紙4 東海第二発電所 耐震評価を行っている各施設の工認添付書類記載の整理について (5)別紙5 火災、自然現象、溢水、可搬評価に係る強度・耐震評価の方針書及び計算書の作成要領</p>	

発電炉 工認手続きガイド	当社施設 設工認作成要領 (案)	発電炉 工認作成要領	備考
	<p style="text-align: right;">別紙2</p> <p style="text-align: center;">(例：再処理施設) 再処理事業変更許可との整合性に関する説明書の作成要領</p> <p>1. 概要 本資料は、設工認認可申請書（以下「設工認という。」）に添付書類として要求される「再処理事業変更許可との整合性に関する説明書」（以下「説明書」という。）の作成にあたっての作成要領を示す。</p> <p>2. 基本方針 設工認が変更許可申請書の基本方針に従った詳細設計であることを、変更許可申請書との整合性により説明する。 変更許可申請書との整合性は、変更許可申請書「本文（四号）」と工事の計画のうち「基本設計方針」及び「機器等の仕様に関する記載事項」（以下「仕様表という。」）について説明するとともに、変更許可申請書「本文（六号）」に記載する解析条件についても整合性を説明する。 また、変更許可申請書「添付書類六」のうち「本文（四号）」に係る設備設計を記載している箇所については、変更許可申請書「本文（四号）」の関連情報として記載する。 (記載例①参照)</p> <p>本資料は、本設工認の申請範囲に対する許可との整合性を示す資料であるため、申請範囲外に関する設工認は記載しない。</p> <p>3. 説明書の構成 (1) 説明書の構成は、以下のとおり。 ・表紙 ・目次 ・概要 ・基本方針 ・説明書の構成 ・再処理事業変更許可との整合性</p> <p>(2) 「再処理事業変更許可との整合性」内の文章構成は変更許可申請書「本文（四号）」に記載された順とする。 (記載例②参照)</p> <p>また、様式は比較表形式とし、左欄から変更許可申請書「本文（四号）」、変更許可申請書「添付書類六」、「設工認」、「整合性」及び「備考」を記載する。 なお、変更許可申請書「本文（六号）」については、変更許可申請書「本文（四号）」内の該当箇所に挿入する。 (記載例③参照)</p>	<p style="text-align: right;">別紙2</p> <p style="text-align: center;">発電用原子炉の設置の許可との整合性に関する説明書の作成要領</p> <p>1. 概要 本資料は、工事計画認可申請書（以下「工事の計画」という。）に添付書類として要求される「発電用原子炉の設置の許可との整合性に関する説明書」（以下「説明書」という。）の作成にあたっての作成要領を示す。</p> <p>2. 基本方針 工事の計画が設置変更許可申請書の基本方針に従った詳細設計であることを、設置変更許可申請書との整合性により説明する。 設置変更許可申請書との整合性は、設置変更許可申請書「本文（五号）」と工事の計画のうち「基本設計方針」及び「機器等の仕様に関する記載事項」（以下「要目表」という。）について説明するとともに、設置変更許可申請書「本文（十号）」に記載する解析条件についても整合性を説明する。 また、設置変更許可申請書「添付書類八」のうち「本文（五号）」に係る設備設計を記載している箇所については、設置変更許可申請書「本文（五号）」の関連情報として記載する。 (記載例①参照)</p> <p>本資料は、本工事計画の申請範囲に対する許可との整合性を示す説明書であるため、申請範囲外に関する工事の計画は記載しない。</p> <p>3. 説明書の構成 (1) 説明書の構成は、下記のとおり。 ・表紙 ・目次 ・概要 ・基本方針 ・説明書の構成 ・発電用原子炉の設置の許可との整合性</p> <p>(2) 「発電用原子炉の設置の許可との整合性」内の文章構成は設置変更許可申請書「本文（五号）」に記載された順とする。 (記載例②参照)</p> <p>また、様式は比較表形式とし、左欄から設置変更許可申請書「本文（五号）」、設置変更許可申請書「添付書類八」、「工事の計画」、「整合性」及び「備考」を記載する。 なお、設置変更許可申請書「本文（十号）」については、設置変更許可申請書「本文（五号）」内の該当箇所に挿入する。 (記載例③参照)</p>	

発電炉工認手続きガイド及び作成要領を踏まえた再処理施設，廃棄物管理施設，ウラン濃縮加工施設，MOX燃料加工施設の設工認作成要領
【添付書類の作成要領 別紙2-1】 ＜比較検討＞

発電炉 工認手続きガイド	当社施設 設工認作成要領 (案)	発電炉 工認作成要領	備考
	<p>(3) 「設工認」に基本設計方針を記載する場合は、施設区分、番号及び表題を記載し、「基本設計方針」であることも記載する。 さらに、「基本設計方針」が共通項目の場合にはその旨も記載する。 (記載例④参照) また、仕様表を記載する場合は、施設区分を記載し、「仕様表」であることも記載する。 (記載例⑤参照)</p> <p>(4) 変更許可申請書と設工認との整合性確認については、変更許可申請書「本文(四号)」と同等の「設工認」の記載箇所に実線のアンダーラインを引く。 (記載例⑥参照) また、記載が異なる箇所には破線のアンダーラインを引き、「設工認」が変更許可申請書「本文(四号)」と整合していることを「整合性」欄に記載する。 (記載例⑦参照) 整合性の結果については、変更許可申請書「本文」の各項目(イ、ロ、ハ、…)の冒頭に整合結果を総括して記載する。 変更許可申請書「本文(六号)」との整合性に関する補足説明は一重枠囲みにより記載する。 (記載例⑧a参照) また、「本文(四号)」との整合性に関する補足説明は原則として「整合性」欄に記載するが、欄外に記載する場合は別途、二重枠囲みにより記載する。 (記載例⑧b参照) なお、整合性を説明する記載の例は表1のとおり。</p> <p>(5) 設備の兼用について整合性を説明する場合、設工認の欄には兼用している設備の主登録先の仕様表等を記載し、変更許可申請書の兼用記載との整合性を示す。 (記載例⑨参照)</p>	<p>(3) 「工事の計画」に基本設計方針を記載する場合は、施設区分、番号及び表題を記載し、「基本設計方針」であることも記載する。 さらに、「基本設計方針」が共通項目の場合にはその旨も記載する。 (記載例④参照) また、要目表を記載する場合は、施設区分を記載し、「要目表」であることも記載する。 (記載例⑤参照)</p> <p>(4) 設置変更許可申請書と工事の計画との整合性確認については、設置変更許可申請書「本文(五号)」と同等の「工事の計画」の記載箇所に実線のアンダーラインを引く。 (記載例⑥参照) また、記載が異なる箇所には破線のアンダーラインを引き、「工事の計画」が設置変更許可申請書「本文(五号)」と整合していることを「整合性」欄に記載する。 (記載例⑦参照) 整合性の結果については、設置変更許可申請書「本文」の各項目(イ、ロ、ハ、…)の冒頭に整合結果を総括して記載する。 設置変更許可申請書「本文(十号)」との整合性に関する補足説明は一重枠囲みにより記載する。 (記載例⑧a参照) また、「本文(五号)」との整合性に関する補足説明は原則として「整合性」欄に記載するが、欄外に記載する場合は別途、二重枠囲みにより記載する。 (記載例⑧b参照) なお、整合性を説明する記載の例は表1のとおり。</p> <p>(5) 設備の兼用について整合性を説明する場合、工事の計画の欄には兼用している設備の主登録先の要目表等を記載し、設置変更許可申請書の兼用記載との整合性を示す。 (記載例⑨参照)</p>	

発電炉工認手続きガイド及び作成要領を踏まえた再処理施設、廃棄物管理施設、ウラン濃縮加工施設、MOX燃料加工施設の設工認作成要領
【添付書類の作成要領 別紙2-1】

＜比較検討＞

発電炉 工認手続きガイド	当社施設 設工認作成要領 (案)	発電炉 工認作成要領	備考
	<p>(6) その他</p> <ul style="list-style-type: none"> 「基本設計方針」又は変更許可申請書「添付書類六」の段落の一部を抜粋する場合、「中略」と記載して抜粋であることを明示する。 (記載例⑩参照) 説明書中のほかの箇所を指す場合は、変更許可申請書「本文」の項目をアドレスとして表示する。(例: 変更許可申請書(本文)「二.(3)(ii)使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための設備」に示す。) (記載例⑪参照) 整合性を説明するために、記載箇所を明示する必要がある場合又は同じ段落に複数の説明箇所がある場合には、該当箇所に番号を記載する。(例: ロー①) (記載例⑫参照) 変更許可申請書「添付書類六」については、上記(4)において設工認にアンダーラインを引いた箇所について、同等の記載箇所には実線、記載が異なる箇所には破線のアンダーラインを引いて明示する。 (記載例⑬参照) 	<p>(6) その他</p> <ul style="list-style-type: none"> 「基本設計方針」又は設置変更許可申請書「添付書類八」の段落の一部を抜粋する場合、「中略」と記載して抜粋であることを明示する。 (記載例⑩参照) 説明書中のほかの箇所を指す場合は、設置変更許可申請書「本文」の項目をアドレスとして表示する。(例: 設置変更許可申請書(本文)「二.(3)(ii)使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための設備」に示す。) (記載例⑪参照) 整合性を説明するために、記載箇所を明示する必要がある場合又は同じ段落に複数の説明箇所がある場合には、該当箇所に番号を付記する。(例: ロー①) (記載例⑫参照) 設置変更許可申請書「添付書類八」については、上記(4)において工事の計画にアンダーラインを引いた箇所について、同等の記載箇所には実線、記載が異なる箇所には破線のアンダーラインを引いて明示する。 (記載例⑬参照) 	
<p style="color: red;">記載の考え方 (整理中)</p> <p style="color: red;">○発電炉と同様に許可本文と設工認本文との適合性を示すことを基本とする。 (明文化されていないが「本文」が規制側との約束事項。本文と添付書類の整合は許可の際に規制側と双方で確認しており、添付書類の記載内容は本文に包含されている。)</p> <p style="color: red;">【設計に係る内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・許可本文三号と設工認本文との整合性を示し、許可の添付書類は関連情報として記載する。 <p style="color: red;">【品管に係る内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・許可として届出た本文七号と設工認本文の整合性を示す。許可の添付書類は記載しない。 (許可の添付書類の内容は許可の本文(品管規則に適合した品質マネジメントシステム)の要求に包含されている。) 			

発電炉工認手続きガイド及び作成要領を踏まえた再処理施設、廃棄物管理施設、ウラン濃縮加工施設、MOX燃料加工施設の設工認作成要領
 【添付書類の作成要領 別紙2-1】 ＜比較検討＞

発電炉 工認手続きガイド	当社施設 設工認作成要領 (案)	発電炉 工認作成要領	備考																																								
	表1 整合性の記載パターン (例)	表1 整合性の記載パターン (例)																																									
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">ケース</th> <th style="width: 70%;">記載例</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>各項の整合性結果 (記載例⑭参照)</td> <td>変更許可申請書 (本文) 第四号〇項において、設工認の内容は、以下の通り整合している。</td> </tr> <tr> <td>設工認の記載が変更許可申請書 (本文) の記載と同義 (同一設備又は含む) 記載となっている場合 (記載例⑮参照)</td> <td>設工認の「〇〇」は、〔必要に応じて理由を記載〕 変更許可申請書 (本文) の「△△」〔の内容、の区分〕と同義〔同一設備〕であり〔を含んでおり、記載しており〕整合している。</td> </tr> <tr> <td>変更許可申請書 (本文) の記載を設工認では具体的に〔詳細に〕記載している場合 (記載例⑯参照)</td> <td>設工認の「〇〇」は、〔必要に応じて理由を記載〕 変更許可申請書 (本文) の「△△」を具体的に〔詳細に〕記載しており整合している。</td> </tr> <tr> <td>同一機器 (〇〇) で設備 (系統) 区分が設工認 (設備名) と変更許可申請書 (本文) (設備名) で異なる場合 (記載例⑰参照)</td> <td>「〇〇」は、変更許可申請書 (本文) における「設備名」を設工認の (主たる登録として) 「施設名」のうち「設備名」に整理しており整合している。</td> </tr> <tr> <td>変更許可申請書 (本文) との整合性を別の箇所で説明する場合 (記載例⑱参照)</td> <td>変更許可申請書 (本文) 「□. □◇◇◇」に示す。</td> </tr> <tr> <td>今回の設工認の対象外の事項 (記載例⑲)</td> <td>変更許可申請書 (本文) において許可を受けた「〇〇」は、本設工認の対象外である。</td> </tr> <tr> <td>変更許可申請書 (本文) で詳細設計を不要としている事項 (記載例⑳参照)</td> <td>変更許可申請書 (本文) で設計上の考慮は不要としている。</td> </tr> <tr> <td>単位等が異なるため、記載する数値 (寸法、圧力等) が異なる場合</td> <td>(計算式、単位換算等にて整合性を示す。) 外径=内径+板厚×2 〇〇MPa=△△kg/cm²G</td> </tr> <tr> <td>運用のため保安規定で対応する事項</td> <td>変更許可申請書 (本文) の「〇〇」は、保安規定にて対応する。</td> </tr> </tbody> </table>	ケース	記載例	各項の整合性結果 (記載例⑭参照)	変更許可申請書 (本文) 第四号〇項において、設工認の内容は、以下の通り整合している。	設工認の記載が 変更許可申請書 (本文) の記載と同義 (同一設備又は含む) 記載となっている場合 (記載例⑮参照)	設工認の「〇〇」は、〔必要に応じて理由を記載〕 変更許可申請書 (本文) の「△△」〔の内容、の区分〕と同義〔同一設備〕であり〔を含んでおり、記載しており〕整合している。	変更許可申請書 (本文) の記載を設工認では具体的に〔詳細に〕記載している場合 (記載例⑯参照)	設工認の「〇〇」は、〔必要に応じて理由を記載〕 変更許可申請書 (本文) の「△△」を具体的に〔詳細に〕記載しており整合している。	同一機器 (〇〇) で設備 (系統) 区分が設工認 (設備名) と 変更許可申請書 (本文) (設備名) で異なる場合 (記載例⑰参照)	「〇〇」は、 変更許可申請書 (本文) における「設備名」を設工認の (主たる登録として) 「施設名」のうち「設備名」に整理しており整合している。	変更許可申請書 (本文) との整合性を別の箇所で説明する場合 (記載例⑱参照)	変更許可申請書 (本文) 「□. □◇◇◇」に示す。	今回の設工認の対象外の事項 (記載例⑲)	変更許可申請書 (本文) において許可を受けた「〇〇」は、本設工認の対象外である。	変更許可申請書 (本文) で詳細設計を不要としている事項 (記載例⑳参照)	変更許可申請書 (本文) で設計上の考慮は不要としている。	単位等が異なるため、記載する数値 (寸法、圧力等) が異なる場合	(計算式、単位換算等にて整合性を示す。) 外径=内径+板厚×2 〇〇MPa=△△kg/cm ² G	運用のため保安規定で対応する事項	変更許可申請書 (本文) の「〇〇」は、保安規定にて対応する。	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">ケース</th> <th style="width: 70%;">記載例</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>各項の整合性結果 (記載例⑭参照)</td> <td>設置変更許可申請書 (本文) 第五号〇項において、工事の計画の内容は、以下の通り整合している。</td> </tr> <tr> <td>工事の計画の記載が設置変更許可申請書 (本文) の記載と同義〔同一設備又は含む〕記載となっている場合 (記載例⑮参照)</td> <td>工事の計画の「〇〇」は、〔必要に応じて理由を記載〕設置変更許可申請書 (本文) の「△△」〔の内容、の区分〕と同義〔同一設備〕であり〔を含んでおり、記載しており〕整合している。</td> </tr> <tr> <td>設置変更許可申請書 (本文) の記載を工事の計画では具体的に〔詳細に〕記載している場合 (記載例⑯参照)</td> <td>工事の計画の「〇〇」は、〔必要に応じて理由を記載〕設置変更許可申請書 (本文) の「△△」を具体的に〔詳細に〕記載しており整合している。</td> </tr> <tr> <td>同一機器 (〇〇) で設備 (系統) 区分が工事の計画 (設備名) と設置変更許可申請書 (本文) (設備名) で異なる場合 (記載例⑰参照)</td> <td>「〇〇」は、設置変更許可申請書 (本文) における「設備名」を工事の計画の (主たる登録として) 「施設名」のうち「設備名」に整理しており整合している。</td> </tr> <tr> <td>設置変更許可申請書 (本文) との整合性を別の箇所で説明する場合 (記載例⑱参照)</td> <td>設置変更許可申請書 (本文) 「□. □◇◇◇」に示す。</td> </tr> <tr> <td>今回の工事の計画の対象外の事項 (記載例⑲参照)</td> <td>設置変更許可申請書 (本文) において許可を受けた「〇〇」は、本工事計画の対象外である。</td> </tr> <tr> <td>設置変更許可申請書 (本文) で詳細設計を不要としている事項 (記載例⑳参照)</td> <td>設置変更許可申請書 (本文) で設計上の考慮は不要としている。</td> </tr> <tr> <td>単位等が異なるため、記載する数値 (寸法、圧力等) が異なる場合</td> <td>(計算式、単位換算等にて整合性を示す。) 外径=内径+板厚×2 〇〇 MPa=△△ kg/cm²G</td> </tr> <tr> <td>運用のため保安規定で対応する事項</td> <td>設置変更許可申請書 (本文) の「〇〇」は、保安規定にて対応する。</td> </tr> </tbody> </table>	ケース	記載例	各項の整合性結果 (記載例⑭参照)	設置変更許可申請書 (本文) 第五号〇項において、工事の計画の内容は、以下の通り整合している。	工事の計画の記載が設置変更許可申請書 (本文) の記載と同義〔同一設備又は含む〕記載となっている場合 (記載例⑮参照)	工事の計画の「〇〇」は、〔必要に応じて理由を記載〕設置変更許可申請書 (本文) の「△△」〔の内容、の区分〕と同義〔同一設備〕であり〔を含んでおり、記載しており〕整合している。	設置変更許可申請書 (本文) の記載を工事の計画では具体的に〔詳細に〕記載している場合 (記載例⑯参照)	工事の計画の「〇〇」は、〔必要に応じて理由を記載〕設置変更許可申請書 (本文) の「△△」を具体的に〔詳細に〕記載しており整合している。	同一機器 (〇〇) で設備 (系統) 区分が工事の計画 (設備名) と設置変更許可申請書 (本文) (設備名) で異なる場合 (記載例⑰参照)	「〇〇」は、設置変更許可申請書 (本文) における「設備名」を工事の計画の (主たる登録として) 「施設名」のうち「設備名」に整理しており整合している。	設置変更許可申請書 (本文) との整合性を別の箇所で説明する場合 (記載例⑱参照)	設置変更許可申請書 (本文) 「□. □◇◇◇」に示す。	今回の工事の計画の対象外の事項 (記載例⑲参照)	設置変更許可申請書 (本文) において許可を受けた「〇〇」は、本工事計画の対象外である。	設置変更許可申請書 (本文) で詳細設計を不要としている事項 (記載例⑳参照)	設置変更許可申請書 (本文) で設計上の考慮は不要としている。	単位等が異なるため、記載する数値 (寸法、圧力等) が異なる場合	(計算式、単位換算等にて整合性を示す。) 外径=内径+板厚×2 〇〇 MPa=△△ kg/cm ² G	運用のため保安規定で対応する事項	設置変更許可申請書 (本文) の「〇〇」は、保安規定にて対応する。	
ケース	記載例																																										
各項の整合性結果 (記載例⑭参照)	変更許可申請書 (本文) 第四号〇項において、設工認の内容は、以下の通り整合している。																																										
設工認の記載が 変更許可申請書 (本文) の記載と同義 (同一設備又は含む) 記載となっている場合 (記載例⑮参照)	設工認の「〇〇」は、〔必要に応じて理由を記載〕 変更許可申請書 (本文) の「△△」〔の内容、の区分〕と同義〔同一設備〕であり〔を含んでおり、記載しており〕整合している。																																										
変更許可申請書 (本文) の記載を設工認では具体的に〔詳細に〕記載している場合 (記載例⑯参照)	設工認の「〇〇」は、〔必要に応じて理由を記載〕 変更許可申請書 (本文) の「△△」を具体的に〔詳細に〕記載しており整合している。																																										
同一機器 (〇〇) で設備 (系統) 区分が設工認 (設備名) と 変更許可申請書 (本文) (設備名) で異なる場合 (記載例⑰参照)	「〇〇」は、 変更許可申請書 (本文) における「設備名」を設工認の (主たる登録として) 「施設名」のうち「設備名」に整理しており整合している。																																										
変更許可申請書 (本文) との整合性を別の箇所で説明する場合 (記載例⑱参照)	変更許可申請書 (本文) 「□. □◇◇◇」に示す。																																										
今回の設工認の対象外の事項 (記載例⑲)	変更許可申請書 (本文) において許可を受けた「〇〇」は、本設工認の対象外である。																																										
変更許可申請書 (本文) で詳細設計を不要としている事項 (記載例⑳参照)	変更許可申請書 (本文) で設計上の考慮は不要としている。																																										
単位等が異なるため、記載する数値 (寸法、圧力等) が異なる場合	(計算式、単位換算等にて整合性を示す。) 外径=内径+板厚×2 〇〇MPa=△△kg/cm ² G																																										
運用のため保安規定で対応する事項	変更許可申請書 (本文) の「〇〇」は、保安規定にて対応する。																																										
ケース	記載例																																										
各項の整合性結果 (記載例⑭参照)	設置変更許可申請書 (本文) 第五号〇項において、工事の計画の内容は、以下の通り整合している。																																										
工事の計画の記載が設置変更許可申請書 (本文) の記載と同義〔同一設備又は含む〕記載となっている場合 (記載例⑮参照)	工事の計画の「〇〇」は、〔必要に応じて理由を記載〕設置変更許可申請書 (本文) の「△△」〔の内容、の区分〕と同義〔同一設備〕であり〔を含んでおり、記載しており〕整合している。																																										
設置変更許可申請書 (本文) の記載を工事の計画では具体的に〔詳細に〕記載している場合 (記載例⑯参照)	工事の計画の「〇〇」は、〔必要に応じて理由を記載〕設置変更許可申請書 (本文) の「△△」を具体的に〔詳細に〕記載しており整合している。																																										
同一機器 (〇〇) で設備 (系統) 区分が工事の計画 (設備名) と設置変更許可申請書 (本文) (設備名) で異なる場合 (記載例⑰参照)	「〇〇」は、設置変更許可申請書 (本文) における「設備名」を工事の計画の (主たる登録として) 「施設名」のうち「設備名」に整理しており整合している。																																										
設置変更許可申請書 (本文) との整合性を別の箇所で説明する場合 (記載例⑱参照)	設置変更許可申請書 (本文) 「□. □◇◇◇」に示す。																																										
今回の工事の計画の対象外の事項 (記載例⑲参照)	設置変更許可申請書 (本文) において許可を受けた「〇〇」は、本工事計画の対象外である。																																										
設置変更許可申請書 (本文) で詳細設計を不要としている事項 (記載例⑳参照)	設置変更許可申請書 (本文) で設計上の考慮は不要としている。																																										
単位等が異なるため、記載する数値 (寸法、圧力等) が異なる場合	(計算式、単位換算等にて整合性を示す。) 外径=内径+板厚×2 〇〇 MPa=△△ kg/cm ² G																																										
運用のため保安規定で対応する事項	設置変更許可申請書 (本文) の「〇〇」は、保安規定にて対応する。																																										

発電炉工認手続きガイド及び作成要領を踏まえた再処理施設，廃棄物管理施設，ウラン濃縮加工施設，MOX燃料加工施設の設工認作成要領
 【添付書類の作成要領 別紙2-1】 <比較検討>

発電炉 工認手続きガイド	当社施設 設工認作成要領 (案)	発電炉 工認作成要領	備考
	<p style="text-align: center;">廃棄物管理事業変更許可との整合性に関する説明書 (例)</p>	<p style="text-align: center;">発電用原子炉の設置の許可との整合性に関する説明書 (例)</p>	

発電炉 工認手続きガイド	当社施設 設工認作成要領 (案)	発電炉 工認作成要領	備考
	目 次	目 次	
	頁	頁	
	1. 概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 2. 基本方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 3. 説明書の構成・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 4. 再処理事業変更許可との整合性 四、再処理施設の位置、構造及び設備並びに再処理の方法 A. 再処理施設の位置、構造及び設備 イ 再処理管理施設の位置 (1) 敷地の面積及び形状・・・・・・・・イ-〇 (2) 敷地内における主要な廃棄物管理施設の位置・・・・イ-〇 ロ 再処理施設の一般構造 ● (1) 核燃料物質の臨界防止に関する構造・・・・・・・・ロ-〇 (2) 放射線の遮蔽に関する構造・・・・・・・・ロ-〇 (3) 使用済燃料等の閉じ込めに関する構造・・・・・・・・ロ-〇 (4) 火災及び爆発の防止に関する構・・・・・・・・ロ-〇 (5) 耐震構造・・・・・・・・・・・・・・・・ロ-〇 (6) 耐津波構造・・・・・・・・・・・・・・・・ロ-〇 (7) その他の主要な構造・・・・・・・・ロ-〇	1. 概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 2. 基本方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 3. 説明書の構成・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 4. 発電用原子炉の設置の許可との整合性 五 発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備 ● イ 発電用原子炉施設の位置 (1) 敷地の面積及び形状・・・・・・・・イ-1 (2) 敷地内における主要な発電用原子炉施設の位置・・・・イ-〇 ロ 発電用原子炉施設の一般構造 (1) 耐震構造・・・・・・・・・・・・・・・・ロ-1 (i) 設計基準対象施設の耐震設計 (ii) 重大事故等対処施設の耐震設計 (2) 耐津波構造・・・・・・・・・・・・・・・・ロ-〇 (i) 設計基準対象施設に対する耐津波設計 (ii) 重大事故等対処施設の耐津波設計 (iii) 重大事故等対処施設の基準津波を超え敷地に 遡上する津波の耐津波設計 (3) その他の主要な構造・・・・・・・・ロ-〇 (i) a. 設計基準対象施設 (ii) b. 重大事故等対処施設	
	記載例② 変更許可申請書の本文四号の順番に記載する。	記載例② 設置変更許可申請書の本文五号の順番に記載する。	

発電炉 工認手続きガイド	当社施設 設工認作成要領 (案)	発電炉 工認作成要領	備考
	<p>ハ. 使用済燃料の受入施設及び貯蔵施設の構造及び設備</p> <p>(1) 構造</p> <p>(2) 主要な設備及び機器の種類</p> <p>(3) 受け入れ, 又は貯蔵する使用済燃料の種類並びにその種類ごとの最大受入能力及び最大貯蔵能力</p> <p>(4) 主要な核的制限値</p> <p>ニ. 再処理設備本体の構造及び設備</p> <p>(1) せん断処理施設</p> <p>(2) 溶解施設</p> <p>(3) 分離施設</p> <p>(4) 精製施設</p> <p>(5) 脱硝施設</p> <p>(6) 酸及び溶媒の回収施設</p> <p>ホ. 製品貯蔵施設の構造及び設備</p> <p>(1) 構造</p> <p>(2) 主要な設備及び機器の種類</p> <p>(3) 貯蔵する製品の種類及びその種類ごとの最大貯蔵能力</p> <p>(4) 主要な核的制限値</p> <p>ヘ. 計測制御系統施設の設備</p> <p>(1) 核計装設備の種類</p> <p>(2) 主要な安全保護回路の種類</p> <p>(1) 主要な工程計装設備の種類</p> <p>(2) その他の主要な事項</p> <p>ト. 放射性廃棄物の廃棄施設の構造及び設備</p> <p>(1) 気体廃棄物の廃棄施設</p> <p>(2) 液体廃棄物の廃棄施設</p> <p>(3) 固体廃棄物の廃棄施設</p> <p>チ. 放射線管理施設の設備</p> <p>(1) 屋内管理用の主要な設備の種類</p> <p>(2) 屋外管理用の主要な設備の種類</p> <p>リ. その他再処理設備の附属施設の構造及び設備</p> <p>(1) 動力装置及び非常用動力装置の構造及び設備</p> <p>(2) 給水施設及び蒸気供給施設の構造及び設備</p> <p>(3) 主要な試験施設の構造及び設備</p> <p>(4) その他の主要な事項</p>	<p>ハ. 原子炉本体の構造及び設備</p> <p>(1) 発電用原子炉の炉心</p> <p>(i) 構造</p> <p>(ii) 燃料体の最大挿入量</p> <p>(iii) 主要な核的制限値</p> <p>(iv) 主要な熱的制限値</p> <p>(2) 燃料体</p> <p>(i) 燃料材の種類</p> <p>(ii) 燃料被覆材の種類</p> <p>(iii) 燃料要素の構造</p> <p>(iv) 燃料集合体の構造</p> <p>(v) 最高燃焼度</p> <p>(3) 減速材及び反射材の種類</p> <p>(4) 原子炉容器</p> <p>(i) 構造</p> <p>(ii) 最高使用圧力及び最高使用温度</p> <p>(5) 放射線遮蔽体の構造</p> <p>(6) その他の主要な事項</p> <p>ニ核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設の構造及び設備</p> <p>(1) 核燃料物質取扱設備の構造</p> <p>(2) 核燃料物質貯蔵設備の構造及び貯蔵能力</p> <p>(i) 新燃料貯蔵施設</p> <p>(ii) 使用済燃料貯蔵施設</p> <p>(3) 核燃料物質貯蔵用冷却設備の構造及び冷却能力</p> <p>(i) 燃料プール冷却浄化系</p> <p>(ii) 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための設備</p>	

発電炉 工認手続きガイド	当社施設 設工認作成要領 (案)	発電炉 工認作成要領	備考
		ホ 原子炉冷却系統施設の構造及び設備 (1) 一次冷却設備・・・・・・・・・・ホ-1 (i) 冷却材の種類 (ii) 主要な機器及び管の個数及び構造 (iii) 冷却材の温度及び圧力 (2) 二次冷却設備・・・・・・・・・・ホ-〇 (3) 非常用冷却設備・・・・・・・・・・ホ-〇 (i) 冷却材の種類 (ii) 主要な機器及び管の個数及び構造 a. 非常用炉心冷却系 (設計基準対象施設) b. 重大事故等対処施設 (4) その他の主要な事項・・・・・・・・・・ホ-〇 (i) 残留熱除去系 (ii) 残留熱除去系海水系 (iii) 原子炉隔離時冷却系 (iv) 原子炉冷却材浄化系 (v) 原子炉補機冷却系 (vi) 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための設備	

発電炉 工認手続きガイド	当社施設 設工認作成要領 (案)	発電炉 工認作成要領	備考
		へ 計測制御系統施設の構造及び設備 (1) 計装・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・へ-1 (i) 核計装の種類 (ii) その他の主要な計装の種類 (2) 安全保護回路・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・へ-〇 (i) 原子炉停止回路の種類 (ii) その他の主要な安全保護回路の種類 (3) 制御設備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・へ-〇 (i) 制御材の個数及び構造 (ii) 制御材駆動設備の個数及び構造 (iii) 反応度制御能力 (4) 非常用制御設備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・へ-〇 (i) 制御材の個数及び構造 (ii) 主要な機器の個数及び構造 (iii) 反応度制御能力 (5) その他の主要な事項・・・・・・・・・・・・・・・・へ-〇 (i) 制御棒引抜阻止回路 (ii) 警報回路 (iii) 制御棒価値ミニマイザ (iv) 再循環流量制御 (v) 圧力制御装置 (vi) 中央制御室 (vii) 原子炉給水制御系 (viii) 選択制御棒挿入機構 (ix) 再循環系ポンプトリップ機能 (x) 計装用圧縮空気系 (xi) 所内用圧縮空気系 (xii) 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備 (xiii) 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備	

発電炉工認手続きガイド及び作成要領を踏まえた再処理施設，廃棄物管理施設，ウラン濃縮加工施設，MOX燃料加工施設の設工認作成要領
 【添付書類の作成要領 別紙2-1】 ＜比較検討＞

発電炉 工認手続きガイド	当社施設 設工認作成要領（案）	発電炉 工認作成要領	備考
		<p>ト 放射線廃棄物の廃棄施設の構造及び設備</p> <p>(1) 気体廃棄物の廃棄施設・・・・・・・・ト-1</p> <p>(i) 構造</p> <p>(ii) 廃棄物の処理能力</p> <p>(iii) 排気口の位置</p> <p>(2) 液体廃棄物の廃棄設備・・・・・・・・ト-〇</p> <p>(i) 構造</p> <p>(ii) 廃棄物の処理能力</p> <p>(iii) 排水口の位置</p> <p>(3) 固体廃棄物の廃棄設備・・・・・・・・ト-〇</p> <p>(i) 構造</p> <p>(ii) 廃棄物の処理能力</p> <p>チ 放射線管理施設の構造及び設備</p> <p>(1) 屋内管理用の主要な設備の種類・・・・・・・・チ-1</p> <p>(i) 出入管理室（東海発電所及び東海第二発電所と共用、既設）</p> <p>(ii) 資料分析関係施設</p> <p>(iii) 放射線監視設備</p> <p>(iv) 遮蔽設備</p> <p>(v) 換気空調設備</p> <p>(2) 屋外管理用の主要な設備の種類・・・・・・・・チ-〇</p> <p>リ 原子炉格納施設の構造及び設備</p> <p>(1) 原子炉格納容器の構造・・・・・・・・リ-1</p> <p>(2) 原子炉格納容器の設計圧力及び設計温度並びに漏えい率・リ-〇</p> <p>(3) 非常用格納容器保護設備の構造・・・・・・・・リ-〇</p> <p>(i) 設計基準対象施設</p> <p>(ii) 重大事故等対処設備</p> <p>(4) その他の主要な事項・・・・・・・・リ-〇</p>	

発電炉 工認手続きガイド	当社施設 設工認作成要領 (案)	発電炉 工認作成要領	備考
		(i) ドライウェル内ガス冷却装置 (ii) 原子炉建屋原子炉棟 (iii) 原子炉建屋常用換気系 (iv) 原子炉建屋ガス処理系 (v) 水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するための設備 又 その他発電用原子炉の付属施設の構造及び設備 (1) 常用電源設備の構造・・・・・・・・・・ヌ-1 (i) 発電機 (ii) 外部電源系 (iii) 変圧器 (2) 非常用電源設備の構造 (i) 受電系統 (ii) 非常用ディーゼル発電機 (iii) 蓄電池 (iv) 代替電源設備 (3) その他の主要な事項 (i) 火災防護設備 (ii) 浸水防護設備 (iii) 所内ボイラ (東海発電所及び東海第二発電所共用、既設) (iv) 補機駆動用燃料設備 (v) 非常用取水設備 (vi) 緊急時対策所 (vii) 通信連絡設備 (viii) 代替淡水貯槽 (ix) 西側淡水貯水設備 (x) 代替淡水源	

発電炉工認手続きガイド及び作成要領を踏まえた再処理施設、廃棄物管理施設、ウラン濃縮加工施設、MOX燃料加工施設の設工認作成要領
【添付書類の作成要領 別紙2-1】 ＜比較検討＞

発電炉 工認手続きガイド	当社施設 設工認作成要領 (案)	発電炉 工認作成要領	備考
	<p>概要 本資料は、「核燃料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」(以下「法」という。)第51条の5第1項の許可を受けたところによる設工認であることが、法第51条の7第3項1号で認可基準として規定されており、当該基準に適合することを説明するものである。</p> <p>基本方針 設計及び工事の計画が廃棄物管理事業変更許可申請書(以下「変更許可申請書」という。)の基本方針に従った詳細設計であることを、変更許可申請書との整合性により示す。 変更許可申請書との整合性は、変更許可申請書「本文(四号)」と設工認のうち「基本設計方針」及び「機器等の仕様に関する記載事項」(以下「仕様表」という。)について示すとともに、変更許可申請書「本文(六号)」に記載する解析条件についても整合性を示す。 また、変更許可申請書「添付書類六」のうち「本文(四号)」に係る詳細設計を記載している箇所については、変更許可申請書「本文(四号)」の関連情報として記載する。 なお、事業変更許可申請書の基本方針に記載がなく、工事の計画において詳細設計を行う場合は、事業変更許可申請書に抵触するものではないため、本資料には記載しない。</p> <p>説明書の構成 (1) 説明書の構成は比較表形式とし、左欄から「変更許可申請書(本文)」、「事業変更許可申請書(添付書類六)」、「設工認」、「整合性」及び「備考」を記載する。 -(2) 説明書の記載順は、変更許可申請書「本文(三号)」に記載する順とする。なお、「本文(六号)」については、「本文(三号)」内の該当箇所に挿入する。 (3) 変更許可申請書と設工認の記載が同等の箇所には、実線のアンダーラインで明示する。記載等が異なる場合には破線のアンダーラインを引くとともに、設工認が変更許可申請書と整合していることを明示する。 (4) 変更許可申請書「本文(六号)」との整合性に関する補足説明は一重枠囲みにより記載する。変更許可申請書「本文(三号)」との整合性に関する補足説明は原則として「整合性欄」欄に記載するが、欄内に記載しきれないものについては別途、二重枠囲みにより記載する。 (5) 設置変更許可申請書「添付書類八」については、上記(3)において工事の計画にアンダーラインを引いた箇所について、同等の記載箇所には実線、記載が異なる箇所には破線のアンダーラインを引いて明示する。</p>	<p>概要 本資料は、「核燃料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」(以下「法」という。)第43条の3の8第1項の許可を受けたところによる工事の計画であることが、法第43の3の9第3項第1号で認可基準として規定されており、当該基準に適合することを説明するものである。</p> <p>基本方針 工事の計画が東海第二発電所 発電用原子炉設置変更許可申請書(以下「設置変更許可申請書」という。)の基本方針に従った詳細設計であることを、設置変更許可申請書との整合性により示す。 設置変更許可申請書との整合性は、設置変更許可申請書「本文(五号)」と工事の計画のうち「基本設計方針」及び「機器等の仕様に関する記載事項」(以下「要目表」という。)について示すとともに、設置変更許可申請書「本文(十号)」に記載する解析条件についても整合性を示す。 また、設置変更許可申請書「添付書類八」のうち「本文(五号)」に係る詳細設計を記載している箇所については、設置変更許可申請書「本文(五号)」の関連情報として記載する。 なお、設置変更許可申請書の基本方針に記載がなく、工事の計画において詳細設計を行う場合は、設置変更許可申請書に抵触するものではないため、本資料には記載しない。</p> <p>説明書の構成 (1) 説明書の構成は比較表形式とし、左欄から「設置変更許可申請書(本文)」、「設置変更許可申請書(添付書類八)」、「工事の計画」、「整合性」及び「備考」を記載する。 (2) 説明書の記載順は、設置変更許可申請書「本文(五号)」に記載する順とする。なお、「本文(十号)」については、「本文(五号)」内の該当箇所に挿入する。 (3) 設置変更許可申請書と工事の計画の記載が同等の箇所には、実線のアンダーラインで明示する。記載等が異なる場合には破線のアンダーラインを引くとともに、工事の計画が設置変更許可申請書と整合していることを明示する。 (4) 設置変更許可申請書「本文(十号)」との整合性に関する補足説明は一重枠囲みにより記載する。設置変更許可申請書「本文(五号)」との整合性に関する補足説明は原則として「整合性欄」欄に記載するが、欄内に記載しきれないものについては別途、二重枠囲みにより記載する。 (5) 設置変更許可申請書「添付書類八」については、上記(3)において工事の計画にアンダーラインを引いた箇所について、同等の記載箇所には実線、記載が異なる箇所には破線のアンダーラインを引いて明示する。</p>	

発電炉工認手続きガイド及び作成要領を踏まえた再処理施設，廃棄物管理施設，ウラン濃縮加工施設，MOX燃料加工施設の設工認作成要領
 【添付書類の作成要領 別紙2-1】 <比較検討>

発電炉 工認手続きガイド	再処理施設 設工認作成要領 (案)	発電炉 工認作成要領	備考

発電炉 工認手続きガイド	当社施設 設工認作成要領（案）	発電炉 工認作成要領	備考
	<p style="text-align: right;">別紙 3</p> <p style="text-align: center;">（例：再処理施設）</p> <p>再処理施設 強度に関する説明書の記載上の整理について</p> <p>1. 基本的考え方</p> <p>今回の設工認申請設備について，新たに制定された「再処理施設の技術基準に関する規則」（令和二年原子力規制委員会規則第九号）（以下「技術基準規則」という。）のうち強度に関する要求事項への適合性については「強度に関する説明書」に記載する。また，自然現象等特殊な荷重を考慮した評価等は，施設や機器等の単位で整理する方針とし，それらの資料は関連する説明書にれ整理する方針とする。</p> <p>2. 整理方針</p> <p>(1) 強度評価の対象範囲は，今回申請の設工認本文に記載の機器のうち技術基準規則において材料及び構造の要求のある機器や防護設備等で強度評価が必要となる機器等とする。</p> <p>(2) 「強度に関する説明書」については，発電用原子炉施設の工事計画に係る手続きガイドにおいて，「技術基準規則第17条及び第55条の規定並びに第31条，第48条及び第78条により準用する火力省令の構造強度に関する規定に適合することを示す必要があり，技術基準規則で分類されているクラスに応じた強度評価の内容を説明することとする。」と記載されていることから，添付書類としての記載対象機器は，要目表及び基本設計方針記載のクラス区分に該当する容器，管，ポンプ，弁及びそれら機器を支持する支持構造物とする。また，技術基準規則第17条の解釈により引用されているJ SME設計・建設規格では，設計上定める条件又は各運転状態における最高使用圧力（内圧含む）及び設計機械的荷重（自重及び配管反力等）に対して許容応力を定めて評価することが定められており，設計機械的荷重には地震荷重は含めず，地震荷重は別途取扱うとされていることから設計条件及び各運転状態に対する評価とする。</p> <p>(3) 自然現象等特殊な荷重を考慮した評価が必要な機器等及び技術基準規則の機器区分に該当しない機器等の強度評価については，「強度に関する説明書」の別添として整理し説明する。具体的な説明書及び対象機器を「表1 「強度に関する説明書」別添で整理を行う対象機器」に示す。なお，別添として整理する説明書には，原則，方針，方法及び計算結果を記載することとし，方針については，その他の説明書との関係を確認し整理する。</p>	<p style="text-align: right;">別紙 3</p> <p>東海第二発電所 強度に関する説明書の記載上の整理について</p> <p>1. 基本的考え方</p> <p>今回の工事計画認可申請設備について，新たに制定された「実用発電用原子炉及びその付属施設の技術基準に関する規則」（平成25年6月28日原子力規制委員会規則第六号）（以下「技術基準規則」という。）のうち強度に関する要求事項への適合性については「強度に関する説明書」に記載する。また，自然現象等特殊な荷重を考慮した評価等は，施設や機器等の単位で整理する方針とし，それらの資料は「強度に関する説明書」の「別添」として扱う。</p> <p>2. 整理方針</p> <p>(1) 強度評価の対象範囲は，今回申請の工事計画本文に記載の機器のうち技術基準規則において材料及び構造の要求のある機器や防護設備等で強度評価が必要となる機器等とする。</p> <p>(2) 「強度に関する説明書」については，発電用原子炉施設の工事計画に係る手続きガイドにおいて，「技術基準規則第17条及び第55条の規定並びに第31条，第48条及び第78条により準用する火力省令の構造強度に関する規定に適合することを示す必要があり，技術基準規則で分類されているクラスに応じた強度評価の内容を説明することとする。」と記載されていることから，添付書類としての記載対象機器は，要目表及び基本設計方針記載のクラス区分に該当する容器，管，ポンプ，弁及びそれら機器を支持する支持構造物とする。また，技術基準規則第17条の解釈により引用されているJ SME設計・建設規格では，設計上定める条件又は各運転状態における最高使用圧力（内圧含む）及び設計機械的荷重（自重及び配管反力等）に対して許容応力を定めて評価することが定められており，設計機械的荷重には地震荷重は含めず，地震荷重は別途取扱うとされていることから設計条件及び各運転状態に対する評価とする。</p> <p>(3) 自然現象等特殊な荷重を考慮した評価が必要な機器等及び技術基準規則の機器区分に該当しない機器等の強度評価については，「強度に関する説明書」の別添として整理し説明する。具体的な説明書及び対象機器を「表1 「強度に関する説明書」別添で整理を行う対象機器」に示す。なお，別添として整理する説明書には，原則，方針，方法及び計算結果を記載することとし，方針については，その他の説明書との関係を確認し整理する。</p>	

発電炉工認手続きガイド及び作成要領を踏まえた再処理施設，廃棄物管理施設，ウラン濃縮加工施設，MOX燃料加工施設の設工認作成要領
 【添付書類の作成要領 別紙5】 <比較検討>

発電炉 工認手続きガイド	当社施設 設工認作成要領（案）	発電炉 工認作成要領	備考																		
	表1 「強度に関する説明書」別添で整理を行う対象機器																				
	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="718 304 964 346">説明書</th> <th data-bbox="964 304 1439 346">対象機器</th> <th data-bbox="1439 304 1567 346">備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="718 346 964 1075"> 【竜巻】 竜巻への配慮が必要な施設の強度に関する説明書 （方針，方法，計算結果） </td> <td data-bbox="964 346 1439 1075"> <ul style="list-style-type: none"> ・防護対処施設 ・竜巻防護ネット ・防護鋼板 ・架構 ・竜巻より防護すべき施設を内包する施設 ・海水ポンプ ・海水ポンプストレーナ ・主排気筒 ・配管及び弁 ・換気空調設備 ・屋外の重大事故等対処設備の固縛装置及び固定装置 ・波及的影響を及ぼす可能性がある施設 ・建屋 ・消音器 ・排気管，放出管及びベント管 </td> <td data-bbox="1439 346 1567 1075">別添1</td> </tr> <tr> <td data-bbox="718 1075 964 1327"> 【火山】 火山への配慮が必要な施設の強度に関する説明書（方針，方法，計算結果） </td> <td data-bbox="964 1075 1439 1327"> <ul style="list-style-type: none"> ・海水ポンプ ・海水ポンプストレーナ ・ディーゼル発電機吸気口 ・建屋 </td> <td data-bbox="1439 1075 1567 1327">別添2</td> </tr> </tbody> </table>	説明書	対象機器	備考	【竜巻】 竜巻への配慮が必要な施設の強度に関する説明書 （方針，方法，計算結果）	<ul style="list-style-type: none"> ・防護対処施設 ・竜巻防護ネット ・防護鋼板 ・架構 ・竜巻より防護すべき施設を内包する施設 ・海水ポンプ ・海水ポンプストレーナ ・主排気筒 ・配管及び弁 ・換気空調設備 ・屋外の重大事故等対処設備の固縛装置及び固定装置 ・波及的影響を及ぼす可能性がある施設 ・建屋 ・消音器 ・排気管，放出管及びベント管 	別添1	【火山】 火山への配慮が必要な施設の強度に関する説明書（方針，方法，計算結果）	<ul style="list-style-type: none"> ・海水ポンプ ・海水ポンプストレーナ ・ディーゼル発電機吸気口 ・建屋 	別添2	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1697 304 1944 346">説明書</th> <th data-bbox="1944 304 2418 346">対象機器</th> <th data-bbox="2418 304 2546 346">備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1697 346 1944 1075"> 【竜巻】 竜巻への配慮が必要な施設の強度に関する説明書 （方針，方法，計算結果） </td> <td data-bbox="1944 346 2418 1075"> <ul style="list-style-type: none"> ・防護対処施設 ・竜巻防護ネット ・防護鋼板 ・架構 ・竜巻より防護すべき施設を内包する施設 ・海水ポンプ ・海水ポンプストレーナ ・主排気筒 ・配管及び弁 ・換気空調設備 ・屋外の重大事故等対処設備の固縛装置及び固定装置 ・波及的影響を及ぼす可能性がある施設 ・建屋 ・消音器 ・排気管，放出管及びベント管 </td> <td data-bbox="2418 346 2546 1075">別添1</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1697 1075 1944 1327"> 【火山】 火山への配慮が必要な施設の強度に関する説明書（方針，方法，計算結果） </td> <td data-bbox="1944 1075 2418 1327"> <ul style="list-style-type: none"> ・海水ポンプ ・海水ポンプストレーナ ・ディーゼル発電機吸気口 ・建屋 </td> <td data-bbox="2418 1075 2546 1327">別添2</td> </tr> </tbody> </table>	説明書	対象機器	備考	【竜巻】 竜巻への配慮が必要な施設の強度に関する説明書 （方針，方法，計算結果）	<ul style="list-style-type: none"> ・防護対処施設 ・竜巻防護ネット ・防護鋼板 ・架構 ・竜巻より防護すべき施設を内包する施設 ・海水ポンプ ・海水ポンプストレーナ ・主排気筒 ・配管及び弁 ・換気空調設備 ・屋外の重大事故等対処設備の固縛装置及び固定装置 ・波及的影響を及ぼす可能性がある施設 ・建屋 ・消音器 ・排気管，放出管及びベント管 	別添1	【火山】 火山への配慮が必要な施設の強度に関する説明書（方針，方法，計算結果）	<ul style="list-style-type: none"> ・海水ポンプ ・海水ポンプストレーナ ・ディーゼル発電機吸気口 ・建屋 	別添2	
説明書	対象機器	備考																			
【竜巻】 竜巻への配慮が必要な施設の強度に関する説明書 （方針，方法，計算結果）	<ul style="list-style-type: none"> ・防護対処施設 ・竜巻防護ネット ・防護鋼板 ・架構 ・竜巻より防護すべき施設を内包する施設 ・海水ポンプ ・海水ポンプストレーナ ・主排気筒 ・配管及び弁 ・換気空調設備 ・屋外の重大事故等対処設備の固縛装置及び固定装置 ・波及的影響を及ぼす可能性がある施設 ・建屋 ・消音器 ・排気管，放出管及びベント管 	別添1																			
【火山】 火山への配慮が必要な施設の強度に関する説明書（方針，方法，計算結果）	<ul style="list-style-type: none"> ・海水ポンプ ・海水ポンプストレーナ ・ディーゼル発電機吸気口 ・建屋 	別添2																			
説明書	対象機器	備考																			
【竜巻】 竜巻への配慮が必要な施設の強度に関する説明書 （方針，方法，計算結果）	<ul style="list-style-type: none"> ・防護対処施設 ・竜巻防護ネット ・防護鋼板 ・架構 ・竜巻より防護すべき施設を内包する施設 ・海水ポンプ ・海水ポンプストレーナ ・主排気筒 ・配管及び弁 ・換気空調設備 ・屋外の重大事故等対処設備の固縛装置及び固定装置 ・波及的影響を及ぼす可能性がある施設 ・建屋 ・消音器 ・排気管，放出管及びベント管 	別添1																			
【火山】 火山への配慮が必要な施設の強度に関する説明書（方針，方法，計算結果）	<ul style="list-style-type: none"> ・海水ポンプ ・海水ポンプストレーナ ・ディーゼル発電機吸気口 ・建屋 	別添2																			

発電炉工認手続きガイド及び作成要領を踏まえた再処理施設，廃棄物管理施設，ウラン濃縮加工施設，MOX燃料加工施設の設工認作成要領
 【添付書類の作成要領 別紙5】 <比較検討>

発電炉 工認手続きガイド	当社施設 設工認作成要領 (案)			発電炉 工認作成要領			備考	
	説明書	対象機器	備考		説明書	対象機器	備考	
	<p>【津波，溢水】 浸水防護施設の強度に関する説明書 (方針，方法，計算結果)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・防潮堤 (鋼板防護壁) ・防潮堤 (鉄筋コンクリート防潮壁) ・防潮堤 (鋼管杭鉄筋コンクリート防潮壁) ・防潮扉 ・放水路ゲート ・構内排水路逆流防止設備 ・取水路点検用開口部浸水防止蓋 ・S A用海水ピット開口部浸水防止蓋 ・緊急用海水ポンプピット点検用開口部浸水防止蓋 ・放水路ゲート点検用開口部浸水蓋 ・海水ポンプ室ケーブル点検口浸水防止蓋 ・海水ポンプグランドドレン排出口逆止弁 ・取水ピット空気抜き配管逆止弁 ・緊急用海水ポンプ室グランドドレン排出口逆止弁 ・緊急用海水ポンプ室床ドレン排出口逆止弁 ・緊急用海水ポンプ点検用開口部浸水防止蓋 ・緊急用海水ポンプ室人員用開口部浸水防止蓋 ・貫通部止水処置 ・水密扉 ・浸水防止堰 ・防護カバー ・格納容器圧力逃がし装置格納槽点検用水密ハッチ ・常設低圧注水系格納槽可搬型ポンプ用水密ハッチ ・常設低圧注水系格納槽点検用水密ハッチ ・堰 	別添3		<p>【津波，溢水】 浸水防護施設の強度に関する説明書 (方針，方法，計算結果)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・防潮堤 (鋼板防護壁) ・防潮堤 (鉄筋コンクリート防潮壁) ・防潮堤 (鋼管杭鉄筋コンクリート防潮壁) ・防潮扉 ・放水路ゲート ・構内排水路逆流防止設備 ・取水路点検用開口部浸水防止蓋 ・S A用海水ピット開口部浸水防止蓋 ・緊急用海水ポンプピット点検用開口部浸水防止蓋 ・放水路ゲート点検用開口部浸水蓋 ・海水ポンプ室ケーブル点検口浸水防止蓋 ・海水ポンプグランドドレン排出口逆止弁 ・取水ピット空気抜き配管逆止弁 ・緊急用海水ポンプ室グランドドレン排出口逆止弁 ・緊急用海水ポンプ室床ドレン排出口逆止弁 ・緊急用海水ポンプ点検用開口部浸水防止蓋 ・緊急用海水ポンプ室人員用開口部浸水防止蓋 ・貫通部止水処置 ・水密扉 ・浸水防止堰 ・防護カバー ・格納容器圧力逃がし装置格納槽点検用水密ハッチ ・常設低圧注水系格納槽可搬型ポンプ用水密ハッチ ・常設低圧注水系格納槽点検用水密ハッチ ・堰 	別添3	

発電炉工認手続きガイド及び作成要領を踏まえた再処理施設，廃棄物管理施設，ウラン濃縮加工施設，MOX燃料加工施設の設工認作成要領
 【添付書類の作成要領 別紙5】 ＜比較検討＞

発電炉 工認手続きガイド	当社施設 設工認作成要領（案）			発電炉 工認作成要領			備考
	説明書	対象機器	備考	説明書	対象機器	備考	
	発電用火力設備の技術基準による強度に関する説明書（方針，方法，評価結果）	<ul style="list-style-type: none"> ・非常用ディーゼル発電機内燃機関 ・非常用ディーゼル発電機冷却水ポンプ ・非常用ディーゼル発電機燃料油デイトンク ・非常用ディーゼル発電機燃料移送ポンプ ・高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機内燃機関 ・高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機冷却水ポンプ ・高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機燃料油デイトンク ・高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機燃料移送ポンプ ・常設代替高圧電源装置内燃機関 ・常設代替高圧電源装置冷却水ポンプ ・常設代替高圧電源装置燃料油サービスタンク ・常設代替高圧電源装置燃料移送ポンプ ・緊急時対策所用発電機内燃機関 ・緊急時対策所用発電機冷却水ポンプ ・緊急時対策所用発電機燃料油サービスタンク ・緊急時対策所用発電機燃料移送ポンプ ・軽油貯蔵タンク ・可搬型設備用軽油タンク ・緊急時対策所用発電機燃料油貯蔵タンク ・ディーゼル駆動消火ポンプ内燃機関 ・ディーゼル駆動消火ポンプ ・ディーゼル駆動消火ポンプ用燃料タンク ・管 	別添4	発電用火力設備の技術基準による強度に関する説明書（方針，方法，評価結果）	<ul style="list-style-type: none"> ・非常用ディーゼル発電機内燃機関 ・非常用ディーゼル発電機冷却水ポンプ ・非常用ディーゼル発電機燃料油デイトンク ・非常用ディーゼル発電機燃料移送ポンプ ・高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機内燃機関 ・高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機冷却水ポンプ ・高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機燃料油デイトンク ・高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機燃料移送ポンプ ・常設代替高圧電源装置内燃機関 ・常設代替高圧電源装置冷却水ポンプ ・常設代替高圧電源装置燃料油サービスタンク ・常設代替高圧電源装置燃料移送ポンプ ・緊急時対策所用発電機内燃機関 ・緊急時対策所用発電機冷却水ポンプ ・緊急時対策所用発電機燃料油サービスタンク ・緊急時対策所用発電機燃料移送ポンプ ・軽油貯蔵タンク ・可搬型設備用軽油タンク ・緊急時対策所用発電機燃料油貯蔵タンク ・ディーゼル駆動消火ポンプ内燃機関 ・ディーゼル駆動消火ポンプ ・ディーゼル駆動消火ポンプ用燃料タンク ・管 	別添4	

発電炉工認手続きガイド及び作成要領を踏まえた再処理施設，廃棄物管理施設，ウラン濃縮加工施設，MOX燃料加工施設の設工認作成要領
 【添付書類の作成要領 別紙5】 <比較検討>

発電炉 工認手続きガイド	当社施設 設工認作成要領（案）			発電炉 工認作成要領			備考
	説明書	対象機器	備考	説明書	対象機器	備考	
	非常用発電装置（可搬型）の強度に関する説明（方針，方法，評価結果）	<ul style="list-style-type: none"> ・可搬型代替低圧電源車内燃機関 ・可搬型窒素供給装置用電源車内燃機関 	別添5	非常用発電装置（可搬型）の強度に関する説明（方針，方法，評価結果）	<ul style="list-style-type: none"> ・可搬型代替低圧電源車内燃機関 ・可搬型窒素供給装置用電源車内燃機関 	別添5	
	炉心支持構造物の強度に関する説明書（方針，方法，評価結果）	<ul style="list-style-type: none"> ・炉心支持構造物 ・炉心シュラウド ・シュラウドサポート ・上部格子板 ・炉心支持板 ・燃料支持金具 ・中央燃料支持金具 ・周辺燃料支持金具 ・制御棒案内管 	別添6	炉心支持構造物の強度に関する説明書（方針，方法，評価結果）	<ul style="list-style-type: none"> ・炉心支持構造物 ・炉心シュラウド ・シュラウドサポート ・上部格子板 ・炉心支持板 ・燃料支持金具 ・中央燃料支持金具 ・周辺燃料支持金具 ・制御棒案内管 	別添6	

発電炉工認手続きガイド及び作成要領を踏まえた再処理施設，廃棄物管理施設，ウラン濃縮加工施設，MOX燃料加工施設の設工認作成要領
【添付書類の作成要領 別紙5】 ＜比較検討＞

発電炉 工認手続きガイド	当社施設 設工認作成要領（案）	発電炉 工認作成要領	備考
	<p style="text-align: center;">強度に関する説明書 目次</p> <p>V-3 強度に関する説明書</p> <p> V-3-1 強度計算の基本方針</p> <p> V-3-2 強度計算方法</p> <p> V-3-3 原子炉本体の強度に関する説明書</p> <p> V-3-4 核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設の強度に関する説明書</p> <p> V-3-5 原子炉冷却系統施設の強度に関する説明書</p> <p> V-3-6 計測制御系統施設の強度に関する説明書</p> <p> V-3-7 放射性廃棄物の廃棄施設の強度に関する説明書</p> <p> V-3-8 放射線管理施設の強度に関する説明書</p> <p> V-3-9 原子炉格納施設の強度に関する説明書</p> <p> V-3-10 その他発電用原子炉の附属施設の強度に関する説明書</p> <p>別添1 竜巻への配慮が必要な施設の強度に関する説明書</p> <p>別添2 火山への配慮が必要な施設の強度に関する説明書</p> <p>別添3 津波又は溢水への配慮が必要な施設の強度に関する説明書</p> <p>別添4 発電用火力設備の技術基準による強度に関する説明書</p> <p>別添5 非常用発電装置（可搬型）の強度に関する説明書</p> <p>別添6 炉心支持構造物の強度に関する説明書</p>	<p style="text-align: center;">強度に関する説明書 目次</p> <p>V-3 強度に関する説明書</p> <p> V-3-1 強度計算の基本方針</p> <p> V-3-2 強度計算方法</p> <p> V-3-3 原子炉本体の強度に関する説明書</p> <p> V-3-4 核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設の強度に関する説明書</p> <p> V-3-5 原子炉冷却系統施設の強度に関する説明書</p> <p> V-3-6 計測制御系統施設の強度に関する説明書</p> <p> V-3-7 放射性廃棄物の廃棄施設の強度に関する説明書</p> <p> V-3-8 放射線管理施設の強度に関する説明書</p> <p> V-3-9 原子炉格納施設の強度に関する説明書</p> <p> V-3-10 その他発電用原子炉の附属施設の強度に関する説明書</p> <p>別添1 竜巻への配慮が必要な施設の強度に関する説明書</p> <p>別添2 火山への配慮が必要な施設の強度に関する説明書</p> <p>別添3 津波又は溢水への配慮が必要な施設の強度に関する説明書</p> <p>別添4 発電用火力設備の技術基準による強度に関する説明書</p> <p>別添5 非常用発電装置（可搬型）の強度に関する説明書</p> <p>別添6 炉心支持構造物の強度に関する説明書</p>	<p style="text-align: center;">.</p>

<比較検討>

発電炉 工認手続きガイド	再処理等 設工認作成要領 (案)	発電炉 工認作成要領	備考
	<p style="text-align: right;">別紙 4</p> <p style="text-align: center;">再処理施設 耐震評価を行っている各施設の 設工認添付書類記載の整理について</p> <p>1. 基本的な考え方 技術基準規則第11条, 第35条に係る「火災防護設備」, 第12条に係る「溢水防護に係る設備」のうち, 基準地震動S_sに対して機能を保持している設備については, その耐震計算方法が第6条及び第33条に基づき実施する耐震計算方法と共通であることから, これらの設備の耐震計算書を添付書類「IV 耐震性に関する説明書」にまとめる。 また, 第36条, 第76条に係る「可搬型重大事故等対処設備」についても同様に, 基準地震動S_sに対して機能を保持していることの評価を実施していることから, その耐震計算書を添付書類「IV 耐震性に関する説明書」にまとめる。 ただし, 上記の設備は技術基準規則第6条及び第33条(地震による損傷の防止)以外への適合性を説明する上で, 基準地震動S_sに対する耐震性を確認しているものであることから, 添付書類「IV 耐震性に関する説明書」の別添として整理する。</p> <p>2. 整理方針 (1)添付書類「IV 耐震性に関する説明書」 ○ 添付書類IVは, 第5条及び第32条(地盤)並びに第6条及び第33条(地震による損傷の防止)に適合することを説明することを基本とする。 ○ 上記条文以外への適合性を説明する各資料にて, 基準地震動S_sに対して機能を保持している以下の設備の耐震計算書については, 添付書類IVの別添として示す旨を, 添付書類「IV-1 耐震設計の基本方針」に記載する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・火災防護設備 ・溢水防護に係る設備 ・可搬型重大事故等対処設備 <p>機能維持評価における機能確認済加速度について, 添付書類「V-2-1-9 機能維持の基本方針」に施設共通となる機能確認済加速度を記載する。また, これとは異なる機能確認済加速度として, 加振試験等を実施して得られたものを適用する場合には, 各計算書に加振試験等の方法と得られた機能確認済加速度を明記する。</p>	<p style="text-align: right;">別紙 4</p> <p style="text-align: center;">東海第二発電所 耐震評価を行っている各施設の 工認添付書類記載の整理について</p> <p>1. 基本的な考え方 技術基準規則第11条, 第52条に係る「火災防護設備」, 第12条に係る「溢水防護に係る設備」のうち, 基準地震動S_sに対して機能を保持している設備については, その耐震計算方法が第5条及び第50条に基づき実施する耐震計算方法と共通であることから, これらの設備の耐震計算書を添付書類「V-2 耐震性に関する説明書」にまとめる。 また, 第54条, 第76条に係る「可搬型重大事故等対処設備」についても同様に, 基準地震動S_sに対して機能を保持していることの評価を実施していることから, その耐震計算書を添付書類「V-2 耐震性に関する説明書」にまとめる。 ただし, 上記の設備は技術基準規則第5条又は第50条(地震による損傷の防止)以外への適合性を説明する上で, 基準地震動S_sに対する耐震性を確認しているものであることから, 添付書類「V-2 耐震性に関する説明書」の別添として整理する。</p> <p>2. 整理方針 (1)添付書類「V-2 耐震性に関する説明書」 ○ 添付書類V-2は, 第4条及び第49条(地盤)並びに第5条及び第50条(地震による損傷の防止)に適合することを説明することを基本とする。 ○ 上記条文以外への適合性を説明する各資料にて, 基準地震動S_sに対して機能を保持している以下の設備の耐震計算書については, 添付書類V-2の別添として示す旨を, 添付書類「V-2-1 耐震設計の基本方針」に記載する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・火災防護設備 ・溢水防護に係る設備 ・可搬型重大事故等対処設備 <p>機能維持評価における機能確認済加速度について, 添付書類「V-2-1-9 機能維持の基本方針」に施設共通となる機能確認済加速度を記載する。また, これとは異なる機能確認済加速度として, 加振試験等を実施して得られたものを適用する場合には, 各計算書に加振試験等の方法と得られた機能確認済加速度を明記する。</p>	

発電炉工認手続きガイド及び作成要領を踏まえた当社施設の設工認作成要領【添付書類の作成要領 別紙4】

<比較検討>

発電炉 工認手続きガイド	再処理等 設工認作成要領 (案)	発電炉 工認作成要領	備考
	<p>(2) 添付書類「Ⅲ 火災及び爆発の防止に関する説明書」</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 火災防護設備の個別の設計方針については、添付書類Ⅲに記載する。 ○ 火災防護設備は機器等の耐震クラス及び重大事故等対処施設の区分に応じて機能を保持する設計とし、その耐震評価方法及び結果については添付書類Ⅳの別添に示す。 <p>(3) 添付書類「Ⅵ-1-1-5 再処理施設内における溢水による損傷の防護に関する説明書」</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 溢水防護に係る設備の個別の設計方針については、添付書類Ⅵ-1-1-5に記載する。 ○ 地震起因による溢水量の算出に当たって、耐震B, Cクラス機器のうち基準地震動S_sに対して耐震性が確保されているものについては溢水源として想定しないこととし、添付書類Ⅵ-1-1-5に対象設備を整理する。これらの耐震評価方法及び結果については添付書類Ⅳの別添に示す。 <p>なお、スロッシング及び想定破損に関する説明は、添付書類Ⅴ-1-1-9に記載する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 地下水の流入による溢水に対して必要な排水設備について、基準地震動S_sに対して機能を保持する設計とし、その耐震評価方法及び結果については添付書類Ⅳの別添に示す。 <p>(4) 添付書類「Ⅵ-1-1-3 安全設備及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書」</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 可搬型重大事故等対処設備の個別の設計方針については、添付書類Ⅵ-1-1-3の別添2に記載する。 ○ 可搬型重大事故等対処設備については、基準地震動S_sに対して機能を保持する設計とし、その耐震評価方法及び結果については添付書類Ⅳの別添に示す。 	<p>(2) 添付書類「Ⅴ-1-1-7 発電用原子炉施設の火災防護に関する説明書」</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 火災防護設備の個別の設計方針については、添付書類Ⅴ-1-1-7に記載する。 ○ 火災防護設備は機器等の耐震クラス及び重大事故等対処施設の区分に応じて機能を保持する設計とし、その耐震評価方法及び結果については添付書類Ⅴ-2の別添に示す。 <p>(3) 添付書類「Ⅴ-1-1-8 発電用原子炉施設の溢水防護に関する説明書」</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 溢水防護に係る設備の個別の設計方針については、添付書類Ⅴ-1-1-8に記載する。 ○ 地震起因による溢水量の算出に当たって、耐震B, Cクラス機器のうち基準地震動S_sに対して耐震性が確保されているものについては溢水源として想定しないこととし、添付書類Ⅴ-1-1-8に対象設備を整理する。これらの耐震評価方法及び結果については添付書類Ⅴ-2の別添に示す。 <p>なお、スロッシング及び想定破損に関する説明は、添付書類Ⅴ-1-1-9に記載する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 地下水の流入による溢水に対して必要な排水設備について、基準地震動S_sに対して機能を保持する設計とし、その耐震評価方法及び結果については添付書類Ⅴ-2の別添に示す。 <p>(4) 添付書類「Ⅴ-1-1-6 安全設備及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書」</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 可搬型重大事故等対処設備の個別の設計方針については、添付書類Ⅴ-1-1-6の別添2に記載する。 ○ 可搬型重大事故等対処設備については、基準地震動S_sに対して機能を保持する設計とし、その耐震評価方法及び結果については添付書類Ⅴ-2の別添に示す。 	

発電炉工認手続きガイド及び作成要領を踏まえた当社施設の設工認作成要領【添付書類の作成要領 別紙5】
 <比較検討>

発電炉 工認手続きガイド	当社施設 設工認作成要領 (案)	発電炉 工認作成要領	備考
	<p style="text-align: right;">別紙 5</p> <p style="text-align: center;">火災、自然現象、溢水、可搬評価に係る強度・耐震評価 の方針書及び計算書の作成要領</p> <p>1. 概要</p> <p>本資料は、別添資料とする自然現象等の荷重を考慮した技術基準規則第17条及び第37条対象外の強度評価に係る方針書及び計算書の作成要領、並びに技術基準規則第6条及び第33条対象外の耐震評価に係る方針書及び計算書の作成要領を示す。</p> <p>なお、本要領を適用するものは、火災防護の耐震別添、津波の強度別添、溢水の強度及び耐震別添、可搬の耐震別添、竜巻の強度別添、並びに火山の強度別添とする。</p> <p>2. 各評価に係る添付書類及び強度・耐震評価の別添資料の構成</p> <p>火災、自然現象、溢水、可搬評価に係る評価書並びに別添資料として作成する強度・耐震に係る方針書及び評価書に関する構成は、以下のとおりとする。</p> <p>(1) 各評価に係る添付書類は、基本設計方針を受けて各評価に対する防護設計の考え方を具体化する。各評価の添付書類は、基本方針、評価対象施設の選定、施設の設計方針 (①) 等で構成する。施設の設計方針 (①) には、強度・耐震評価の方針を記載し、各施設に関する要求機能、性能目標、評価方針、荷重条件等を示す。</p> <p>(2) 別添資料とする強度・耐震評価の基本方針 (②) は、施設の設計方針 (①) 又は添付書類「IV 耐震性に関する説明書」で整理される耐震評価の各方針又は方法 (④) を受けて、個別の施設の強度・耐震評価の方針を示すものであり、強度・耐震評価に必要な事項のうち、各施設の評価に共通する荷重及び荷重の組合せ、許容限界、評価方法等を記載する。</p> <p>(3) 別添資料とする強度・耐震計算書 (③) は、強度・耐震評価の基本方針 (②) を受けて個別施設の評価結果を示すものであり、施設ごとに実際に用いる評価条件、評価方法、評価結果等を記載する。</p>	<p style="text-align: right;">別紙 5</p> <p style="text-align: center;">火災、自然現象、溢水、可搬評価に係る強度・耐震評価 の方針書及び計算書の作成要領</p> <p>3. 概要</p> <p>本資料は、別添資料とする自然現象等の荷重を考慮した技術基準規則第17条及び第55条対象外の強度評価に係る方針書及び計算書の作成要領、並びに技術基準規則第5条及び第50条対象外の耐震評価に係る方針書及び計算書の作成要領を示す。</p> <p>なお、本要領を適用するものは、火災防護の耐震別添、津波の強度別添、溢水の強度及び耐震別添、可搬の耐震別添、竜巻の強度別添、並びに火山の強度別添とする。</p> <p>4. 各評価に係る添付書類及び強度・耐震評価の別添資料の構成</p> <p>火災、自然現象、溢水、可搬評価に係る評価書並びに別添資料として作成する強度・耐震に係る方針書及び評価書に関する構成は、以下のとおりとする。</p> <p>(1) 各評価に係る添付書類は、基本設計方針を受けて各評価に対する防護設計の考え方を具体化する。各評価の添付書類は、基本方針、評価対象施設の選定、施設の設計方針 (①) 等で構成する。施設の設計方針 (①) には、強度・耐震評価の方針を記載し、各施設に関する要求機能、性能目標、評価方針、荷重条件等を示す。</p> <p>(2) 別添資料とする強度・耐震評価の基本方針 (②) は、施設の設計方針 (①) 又は添付書類「V-2 耐震性に関する説明書」で整理される耐震評価の各方針又は方法 (④) を受けて、個別の施設の強度・耐震評価の方針を示すものであり、強度・耐震評価に必要な事項のうち、各施設の評価に共通する荷重及び荷重の組合せ、許容限界、評価方法等を記載する。</p> <p>(3) 別添資料とする強度・耐震計算書 (③) は、強度・耐震評価の基本方針 (②) を受けて個別施設の評価結果を示すものであり、施設ごとに実際に用いる評価条件、評価方法、評価結果等を記載する。</p>	

発電炉工認手続きガイド及び作成要領を踏まえた当社施設の設工認作成要領【添付書類の作成要領 別紙5】
 <比較検討>

発電炉 工認手続きガイド	当社施設 設工認作成要領 (案)	発電炉 工認作成要領	備考

<比較検討>

発電炉 工認手続きガイド	当社施設 設工認作成要領 (案)	発電炉 工認作成要領	備考
	<p>3. 強度評価の基本方針 (②) の作成方針</p> <p>別添資料として作成する強度評価の基本方針は、自然現象等の各評価書における施設の設計方針 (①) を受けて、個別の強度評価方針を示すものであり、強度評価に必要な事項のうち、各施設の評価に共通する荷重及び荷重の組合せ、許容限界、評価方法等を記載する。他の添付書類に関連付けて説明する場合、関連付けが可能であること理由を含めて、関連付けの内容を記載する。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>1. 概要</p> <ul style="list-style-type: none"> ・技術基準規則に適合する設計とするために、各評価対象施設が要求される強度を有することを説明する。 ・別添資料全体の構成について記載する。 <p>(記載例)</p> <p>本資料は、(技術基準規則) 第〇〇条及び(解釈) に適合する設計とするため、資料〇〇のうち資料〇〇「〇〇」に基づき、〇〇施設が、〇〇に対して構造健全性を維持する(又は、要求される機能を保持可能な構造強度を有する、等) ことを確認するための強度計算方針について説明するものである。</p> <p>〇〇施設の具体的な計算の方法及び結果は、別添〇〇に示す。</p> <p>2. 強度評価の基本方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・強度計算書の全体の構成を記載する。 <p>(記載例：全体の流れ)</p> <p>強度評価は、「2.1 評価対象施設」に示す評価対象施設(設備)を対象として、「3. 荷重及び荷重の組合せ並びに許容限界」で示す〇〇荷重と組み合わせすべき他の荷重による組合せ荷重(による応力等)が許容限界内にあることを「4. 強度評価方法」に示す評価方法を使用し、「5. 適用規格」に示す適用規格を用いて確認する。</p> <p>2.1 評価対象施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・上位文書である施設の設計方針で設定する評価対象施設、構造計画を引用し、配置概要及び評価対象部位を記載する。 <p>2.2 評価方針(竜巻評価等、評価項目、評価内容が多岐にわたるもの)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・上位文書である施設の設計方針で設定する評価方針を引用し、何の設備に何の評価項目(計算式等)が適用されるかを分かるように、評価対象部位単位で評価項目との関連を示す。また、適用の考え方をルール化する。更に、3.以降の評価内容を説明する。 </div>	<p>3. 強度評価の基本方針 (②) の作成方針</p> <p>別添資料として作成する強度評価の基本方針は、自然現象等の各評価書における施設の設計方針 (①) を受けて、個別の強度評価方針を示すものであり、強度評価に必要な事項のうち、各施設の評価に共通する荷重及び荷重の組合せ、許容限界、評価方法等を記載する。他の添付書類に関連付けて説明する場合、関連付けが可能であること理由を含めて、関連付けの内容を記載する。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>1. 概要</p> <ul style="list-style-type: none"> ・技術基準規則に適合する設計とするために、各評価対象施設が要求される強度を有することを説明する。 ・別添資料全体の構成について記載する。 <p>(記載例)</p> <p>本資料は、(技術基準規則) 第〇〇条及び(解釈) に適合する設計とするため、資料〇〇のうち資料〇〇「〇〇」に基づき、〇〇施設が、〇〇に対して構造健全性を維持する(又は、要求される機能を保持可能な構造強度を有する、等) ことを確認するための強度計算方針について説明するものである。</p> <p>〇〇施設の具体的な計算の方法及び結果は、別添〇〇に示す。</p> <p>2. 強度評価の基本方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・強度計算書の全体の構成を記載する。 <p>(記載例：全体の流れ)</p> <p>強度評価は、「2.1 評価対象施設」に示す評価対象施設(設備)を対象として、「3. 荷重及び荷重の組合せ並びに許容限界」で示す〇〇荷重と組み合わせすべき他の荷重による組合せ荷重(による応力等)が許容限界内にあることを「4. 強度評価方法」に示す評価方法を使用し、「5. 適用規格」に示す適用規格を用いて確認する。</p> <p>2.1 評価対象施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・上位文書である施設の設計方針で設定する評価対象施設、構造計画を引用し、配置概要及び評価対象部位を記載する。 <p>2.2 評価方針(竜巻評価等、評価項目、評価内容が多岐にわたるもの)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・上位文書である施設の設計方針で設定する評価方針を引用し、何の設備に何の評価項目(計算式等)が適用されるかを分かるように、評価対象部位単位で評価項目との関連を示す。また、適用の考え方をルール化する。更に、3.以降の評価内容を説明する。 </div>	

<比較検討>

発電炉 工認手続きガイド	当社施設 設工認作成要領 (案)	発電炉 工認作成要領	備考
	<p>3. 荷重及び荷重の組合せ並びに許容限界</p> <ul style="list-style-type: none"> ・上位文書である施設の設計方針で設定する荷重及び荷重の組合せの考え方を引用し、想定する全ての荷重を記載し、強度計算において考慮すべき荷重の組合せを設定する。 ・上位文書である施設の設計方針で構造強度上の性能目標及び評価方針を引用し、評価対象部位ごとに許容限界を設定する。 ・計算機プログラム（解析コード）を用いて解析する場合を除き、原則、各計算書で用いる荷重及び許容値の算定式をモデル図等とともに記載する。計算書に記載する場合は、計算書に記載する理由及び関連付けを記載する。 <p>4. 強度評価方法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・強度評価の基本方針、強度計算方法の考え方等を記載。 ・計算機プログラム（解析コード）を用いて解析する場合を除き、原則、各計算書で用いる強度評価の算定式を記載する。併せて、モデル化の考え方、モデルの諸元、境界条件等を記載する。計算書に記載する場合は、計算書に記載する理由及び関連付けを記載する。 <p>（記載例：構造強度評価）</p> <p>評価対象施設（設備）を対象として、「想定する荷重（による応力等）」が許容限界内にあることを[使用する評価方法]により確認する。</p> <p>5. 適用規格</p> <ul style="list-style-type: none"> ・評価に用いる適用規格を記載する。 	<p>3. 荷重及び荷重の組合せ並びに許容限界</p> <ul style="list-style-type: none"> ・上位文書である施設の設計方針で設定する荷重及び荷重の組合せの考え方を引用し、想定する全ての荷重を記載し、強度計算において考慮すべき荷重の組合せを設定する。 ・上位文書である施設の設計方針で構造強度上の性能目標及び評価方針を引用し、評価対象部位ごとに許容限界を設定する。 ・計算機プログラム（解析コード）を用いて解析する場合を除き、原則、各計算書で用いる荷重及び許容値の算定式をモデル図等とともに記載する。計算書に記載する場合は、計算書に記載する理由及び関連付けを記載する。 <p>4. 強度評価方法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・強度評価の基本方針、強度計算方法の考え方等を記載。 ・計算機プログラム（解析コード）を用いて解析する場合を除き、原則、各計算書で用いる強度評価の算定式を記載する。併せて、モデル化の考え方、モデルの諸元、境界条件等を記載する。計算書に記載する場合は、計算書に記載する理由及び関連付けを記載する。 <p>（記載例：構造強度評価）</p> <p>評価対象施設（設備）を対象として、「想定する荷重（による応力等）」が許容限界内にあることを[使用する評価方法]により確認する。</p> <p>5. 適用規格</p> <ul style="list-style-type: none"> ・評価に用いる適用規格を記載する。 	

<比較検討>

発電炉 工認手続きガイド	当社施設 設工認作成要領 (案)	発電炉 工認作成要領	備考
	<p>4. 耐震評価の基本方針 (②) の作成方針</p> <p>別添資料として作成する耐震評価の基本方針は、自然現象等の各評価書の施設の設計方針 (①) 又は添付書類「IV 耐震性に関する説明書」で整理される耐震評価の各方針・方法 (④) を受けて、個別の施設の耐震評価の方針を示すものであり、耐震評価に必要な事項のうち、各施設の評価に共通する荷重及び荷重の組合せ、許容限界、評価方法等を記載する。他の添付書類に関連付けして説明する場合、関連付けが可能であること理由を含めて関連付けの内容を記載する。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>1. 概要</p> <ul style="list-style-type: none"> ・技術基準規則に適合する設計とするために、各評価対象施設が要求される耐震性を有することを説明する。 ・評価対象施設が、技術基準規則の第6条及び第33条の対象ではないことを記載する。 ・評価対象施設の耐震重要度分類を記載 (耐震B又はCクラスの施設が、基準地震動S_sによる地震力に対して耐震性を有することを確認する旨を記載) する。 ・別添資料全体の構成について記載する。 <p>(記載例)</p> <p>本資料は、(技術基準規則) 第〇〇条及び(解釈) に適合する設計とするため、資料〇〇のうち資料〇〇「〇〇」にて設定する耐震〇クラスの〇〇施設が、基準地震動S_sによる地震力に対して耐震性を有することを確認するための耐震計算方針について説明するものである。〇〇施設への基準地震動S_sによる地震力に対する耐震性の要求は、技術基準規則の第〇〇条及び第〇〇条の対象ではない。</p> <p>〇〇施設の具体的な計算の方法及び結果は、別添〇〇に示す。</p> </div> <p>2. 耐震評価の基本方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・耐震方針書の全体の構成を記載する。 <p>(記載例：全体の流れ)</p> <p>耐震評価は、「2.1 評価対象施設」に示す評価対象施設 (設備) を対象として、「3. 荷重及び荷重の組合せ並びに許容限界」で示す〇〇荷重と組み合わせすべき他の荷重による組合せ荷重 (による応力等) が許容限界内にあることを「4. 耐震評価方法」に示す評価方法を使用し、「5. 適用規格」に示す適用規格を用いて確認する。</p>	<p>4. 耐震評価の基本方針 (②) の作成方針</p> <p>別添資料として作成する耐震評価の基本方針は、自然現象等の各評価書の施設の設計方針 (①) 又は添付書類「V-2 耐震性に関する説明書」で整理される耐震評価の各方針・方法 (④) を受けて、個別の施設の耐震評価の方針を示すものであり、耐震評価に必要な事項のうち、各施設の評価に共通する荷重及び荷重の組合せ、許容限界、評価方法等を記載する。他の添付書類に関連付けして説明する場合、関連付けが可能であること理由を含めて関連付けの内容を記載する。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>1. 概要</p> <ul style="list-style-type: none"> ・技術基準規則に適合する設計とするために、各評価対象施設が要求される耐震性を有することを説明する。 ・評価対象施設が、技術基準規則の第5条及び第50条の対象ではないことを記載する。 ・評価対象施設の耐震重要度分類を記載 (耐震B又はCクラスの施設が、基準地震動S_sによる地震力に対して耐震性を有することを確認する旨を記載) する。 ・別添資料全体の構成について記載する。 <p>(記載例)</p> <p>本資料は、(技術基準規則) 第〇〇条及び(解釈) に適合する設計とするため、資料〇〇のうち資料〇〇「〇〇」にて設定する耐震〇クラスの〇〇施設が、基準地震動S_sによる地震力に対して耐震性を有することを確認するための耐震計算方針について説明するものである。〇〇施設への基準地震動S_sによる地震力に対する耐震性の要求は、技術基準規則の第〇〇条及び第〇〇条の対象ではない。</p> <p>〇〇施設の具体的な計算の方法及び結果は、別添〇〇に示す。</p> </div> <p>2. 耐震評価の基本方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・耐震方針書の全体の構成を記載する。 <p>(記載例：全体の流れ)</p> <p>耐震評価は、「2.1 評価対象施設」に示す評価対象施設 (設備) を対象として、「3. 荷重及び荷重の組合せ並びに許容限界」で示す〇〇荷重と組み合わせすべき他の荷重による組合せ荷重 (による応力等) が許容限界内にあることを「4. 耐震評価方法」に示す評価方法を使用し、「5. 適用規格」に示す適用規格を用いて確認する。</p>	

<比較検討>

発電炉 工認手続きガイド	当社施設 設工認作成要領 (案)	発電炉 工認作成要領	備考
	<p>2.1 評価対象施設</p> <ul style="list-style-type: none"> 上位文書である施設の設計方針で設定する評価対象施設及び上位文書である施設の設計方針又は耐震設計の方針・方法で設定する構造計画を引用し、配置概要及び評価対象部位を記載する。 <p>2.2 評価方針（可搬評価等、評価項目、評価内容が多岐にわたるもの）</p> <ul style="list-style-type: none"> 上位文書である施設の設計方針で設定する評価方針を引用し、何の設備に何の評価項目（計算式、減衰率等）が適用されるかを分かるように、評価対象部位単位で評価項目との関連を示す。また、適用の考え方をルール化する。更に、3.以降の評価内容を説明する。（可搬評価のように、評価内容が多岐にわたる場合。） <p>3. 荷重及び荷重の組合せ並びに許容限界</p> <ul style="list-style-type: none"> 上位文書である施設の設計方針で設定する荷重及び上位文書である耐震計算の方針・方法で設定する荷重の組合せの考え方を引用し、記載する。 上位文書である施設の設計方針で設定する構造強度上の性能目標及び評価方針を引用し、評価対象部位ごとに許容限界を設定する。 計算機プログラム（解析コード）を用いて解析する場合を除き、原則、各計算書で用いる荷重及び許容値の算定式をモデル図等とともに記載する。計算書に記載する場合は、計算書に記載する理由及び関連付けを記載する。 <p>4. 耐震評価方法</p> <p>4.1 地震応答解析</p> <ul style="list-style-type: none"> 地震応答解析の基本方針、地震応答解析に用いる入力地震動、解析方法及び解析モデル、設計用減衰定数、実施した試験概要等の順番で、評価内容が具体的に分かるように記載する。 適用寸法の考え方（公称値、下限値等）を記載する。 <p>4.2 応力評価（又は耐震評価）</p> <ul style="list-style-type: none"> 応力評価（又は耐震評価）の基本方針、評価方法の考え方を記載する。 計算機プログラム（解析コード）を用いて解析する場合を除き、原則、各計算書で用いる応力評価（又は耐震評価）の算定式を記載する。併せて、モデル化の考え方、モデルの諸元、境界条件等を記載する。計算書に記載する場合は、計算書に記載する理由及び関連付けを記載する。 	<p>2.1 評価対象施設</p> <ul style="list-style-type: none"> 上位文書である施設の設計方針で設定する評価対象施設及び上位文書である施設の設計方針又は耐震設計の方針・方法で設定する構造計画を引用し、配置概要及び評価対象部位を記載する。 <p>2.2 評価方針（可搬評価等、評価項目、評価内容が多岐にわたるもの）</p> <ul style="list-style-type: none"> 上位文書である施設の設計方針で設定する評価方針を引用し、何の設備に何の評価項目（計算式、減衰率等）が適用されるかを分かるように、評価対象部位単位で評価項目との関連を示す。また、適用の考え方をルール化する。更に、3.以降の評価内容を説明する。（可搬評価のように、評価内容が多岐にわたる場合。） <p>3. 荷重及び荷重の組合せ並びに許容限界</p> <ul style="list-style-type: none"> 上位文書である施設の設計方針で設定する荷重及び上位文書である耐震計算の方針・方法で設定する荷重の組合せの考え方を引用し、記載する。 上位文書である施設の設計方針で設定する構造強度上の性能目標及び評価方針を引用し、評価対象部位ごとに許容限界を設定する。 計算機プログラム（解析コード）を用いて解析する場合を除き、原則、各計算書で用いる荷重及び許容値の算定式をモデル図等とともに記載する。計算書に記載する場合は、計算書に記載する理由及び関連付けを記載する。 <p>4. 耐震評価方法</p> <p>4.1 地震応答解析</p> <ul style="list-style-type: none"> 地震応答解析の基本方針、地震応答解析に用いる入力地震動、解析方法及び解析モデル、設計用減衰定数、実施した試験概要等の順番で、評価内容が具体的に分かるように記載する。 適用寸法の考え方（公称値、下限値等）を記載する。 <p>4.2 応力評価（又は耐震評価）</p> <ul style="list-style-type: none"> 応力評価（又は耐震評価）の基本方針、評価方法の考え方等を記載する。 計算機プログラム（解析コード）を用いて解析する場合を除き、原則、各計算書で用いる応力評価（又は耐震評価）の算定式を記載する。併せて、モデル化の考え方、モデルの諸元、境界条件等を記載する。計算書に記載する場合は、計算書に記載する理由及び関連付けを記載する。 	<p>.</p>

発電炉工認手続きガイド及び作成要領を踏まえた当社施設の設工認作成要領【添付書類の作成要領 別紙5】

<比較検討>

発電炉 工認手続きガイド	当社施設 設工認作成要領 (案)	発電炉 工認作成要領	備考
	<p>(記載例：構造強度評価) 評価対象施設（設備）を対象として、[想定する荷重（による応力等）]が許容限界内にあることを[使用する評価方法]により確認する。</p> <p>4.3 機能維持評価 ・各設備で要求される動的機能，電氣的機能等の機能維持の評価方針，実施した試験概要等を記載する。</p> <p>(記載例：機能維持評価) 評価対象施設（設備）が，[想定する荷重（による加速度等）]に対して，機能を保持（維持）することを，機能維持評価により確認する。</p> <p>4.4 水平2方向及び鉛直方向地震力の組合せの考慮 ・水平2方向及び鉛直方向地震力の組合せ評価の方針を記載する。 ・2方向の評価方法，評価結果については，別添〇〇として記載する関連付けを記載する。</p> <p>5. 適用規格 ・評価に用いる適用規格を記載する。</p>	<p>(記載例：構造強度評価) 評価対象施設（設備）を対象として，[想定する荷重（による応力等）]が許容限界内にあることを[使用する評価方法]により確認する。</p> <p>4.3 機能維持評価 ・各設備で要求される動的機能，電氣的機能等の機能維持の評価方針，実施した試験概要等を記載する。</p> <p>(記載例：機能維持評価) 評価対象施設（設備）が，[想定する荷重（による加速度等）]に対して，機能を保持（維持）することを，機能維持評価により確認する。</p> <p>4.4 水平2方向及び鉛直方向地震力の組合せの考慮 ・水平2方向及び鉛直方向地震力の組合せ評価の方針を記載する。 ・2方向の評価方法，評価結果については，別添〇〇として記載する関連付けを記載する。</p> <p>5. 適用規格 ・評価に用いる適用規格を記載する。</p>	

発電炉工認手続きガイド及び作成要領を踏まえた当社施設の設工認作成要領【添付書類の作成要領 別紙5】

<比較検討>

発電炉 工認手続きガイド	当社施設 設工認作成要領 (案)	発電炉 工認作成要領	備考
	<p>5. 別添強度計算書 (③) の記載要領</p> <p>別添資料として作成する強度計算書は、自然現象等特殊な荷重を考慮した評価を実施することから、評価方針、評価方法及び評価結果等を記載することとしており、J S M E規格に基づいた添付書類の強度計算書とは構成が異なる。従って、別添資料とする強度計算書は、同様の構成となる耐震計算書を参考に基本的に以下の構成とする。</p> <p>なお、評価内容に応じ、該当がない項目については記載不要とし、記載項目の順序が前後することは可とする。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>1. 概要</p> <ul style="list-style-type: none"> 上位文書である強度評価の方針書の評価方針を引用し、強度評価の目的及び範囲を明確にする。 <p>(記載例)</p> <p>本資料は、資料〇〇別添〇〇「〇〇」に示すとおり、〇〇(個別施設)が〇〇(ハザード)においても、〇〇機能の維持を考慮して、主要な構造部材が構造健全性を有すること(又は、主要な構造部材が〇〇機能を保持可能な構造強度を有すること、等)を確認するものである。</p> <p>2. 基本方針</p> <ul style="list-style-type: none"> 上位文書である強度評価の方針書に示す構造計画のとおり、「2.1 位置(又は配置)」及び「2.2 構造概要」を設定していることを記載する。 <p>2.1 位置(又は配置)</p> <ul style="list-style-type: none"> 上位文書である強度評価の方針書で設定している構造計画等を引用し、施設の位置(又は配置)を記載する。 位置によって評価の条件が変更となるものは、施設の配置図を記載する。 <p>2.2 構造概要</p> <ul style="list-style-type: none"> 上位文書である強度評価の方針書で設定している構造計画等を引用し、施設の構造図、部位、寸法を記載する。 評価対象施設が複数存在する場合は、代表の概要図を示す。本文に記載する部材は構造図中で明示する。 </div>	<p>5. 別添強度計算書 (③) の記載要領</p> <p>別添資料として作成する強度計算書は、自然現象等特殊な荷重を考慮した評価を実施することから、評価方針、評価方法及び評価結果等を記載することとしており、J S M E規格に基づいた添付書類の強度計算書とは構成が異なる。従って、別添資料とする強度計算書は、同様の構成となる耐震計算書を参考に基本的に以下の構成とする。</p> <p>なお、評価内容に応じ、該当がない項目については記載不要とし、記載項目の順序が前後することは可とする。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>1. 概要</p> <ul style="list-style-type: none"> 上位文書である強度評価の方針書の評価方針を引用し、強度評価の目的及び範囲を明確にする。 <p>(記載例)</p> <p>本資料は、資料〇〇別添〇〇「〇〇」に示すとおり、〇〇(個別施設)が〇〇(ハザード)においても、〇〇機能の維持を考慮して、主要な構造部材が構造健全性を有すること(又は、主要な構造部材が〇〇機能を保持可能な構造強度を有すること、等)を確認するものである。</p> <p>2. 基本方針</p> <ul style="list-style-type: none"> 上位文書である強度評価の方針書に示す構造計画のとおり、「2.1 位置(又は配置)」及び「2.2 構造概要」を設定していることを記載する。 <p>2.1 位置(又は配置)</p> <ul style="list-style-type: none"> 上位文書である強度評価の方針書で設定している構造計画等を引用し、施設の位置(又は配置)を記載する。 位置によって評価の条件が変更となるものは、施設の配置図を記載する。 <p>2.2 構造概要</p> <ul style="list-style-type: none"> 上位文書である強度評価の方針書で設定している構造計画等を引用し、施設の構造図、部位、寸法を記載する。 評価対象施設が複数存在する場合は、代表の概要図を示す。本文に記載する部材は構造図中で明示する。 </div>	

<比較検討>

発電炉 工認手続きガイド	当社施設 設工認作成要領 (案)	発電炉 工認作成要領	備考
	<p>2.3 評価方針</p> <ul style="list-style-type: none"> 上位文書である強度評価の方針書で設定している荷重条件，許容限界等を引用し，評価の方針として，「3. 強度評価方法」以降で実施する評価方法の内容を記載する。 <p>2.4 適用規格</p> <ul style="list-style-type: none"> 個別評価に用いる適用規格を記載する。 <p>3. 強度評価方法</p> <p>3.1 記号の定義</p> <ul style="list-style-type: none"> 評価に使用する記号の定義を記載する。過去の工事計画書の例にならい，記号の定義は，記号表として記載するか，あるいは当該式の下に記載する。 <p>3.2 評価対象部位</p> <ul style="list-style-type: none"> 上位文書である強度評価の方針書で設定している評価対象部位を引用し，詳細な評価対象部位及び部位選定の考え方を記載する。 同じ評価方法で評価する部位が複数あり，代表部位で記載する場合は，最も評価が厳しくなる部位を選定していることを説明する。 <p>3.3 荷重及び荷重の組合せ</p> <ul style="list-style-type: none"> 上位文書である強度評価の方針書で設定している荷重及び荷重の組合せを引用し，施設の評価対象部位ごとの荷重及び組合せ荷重を具体的に記載する。 上位文書の評価方針書で設定する各計算書共通の荷重算出方法等を引用して記載する場合は，引用する内容が分かるように記載する。 上位文書で設定していない個別の計算式等を用いて評価する場合は，具体的に説明する。 	<p>2.3 評価方針</p> <ul style="list-style-type: none"> 上位文書である強度評価の方針書で設定している荷重条件，許容限界等を引用し，評価の方針として，「3. 強度評価方法」以降で実施する評価方法の内容を記載する。 <p>2.4 適用規格</p> <ul style="list-style-type: none"> 個別評価に用いる適用規格を記載する。 <p>3. 強度評価方法</p> <p>3.1 記号の定義</p> <ul style="list-style-type: none"> 評価に使用する記号の定義を記載する。過去の工事計画書の例にならい，記号の定義は，記号表として記載するか，あるいは当該式の下に記載する。 <p>3.2 評価対象部位</p> <ul style="list-style-type: none"> 上位文書である強度評価の方針書で設定している評価対象部位を引用し，詳細な評価対象部位及び部位選定の考え方を記載する。 同じ評価方法で評価する部位が複数あり，代表部位で記載する場合は，最も評価が厳しくなる部位を選定していることを説明する。 <p>3.3 荷重及び荷重の組合せ</p> <ul style="list-style-type: none"> 上位文書である強度評価の方針書で設定している荷重及び荷重の組合せを引用し，施設の評価対象部位ごとの荷重及び組合せ荷重を具体的に記載する。 上位文書の評価方針書で設定する各計算書共通の荷重算出方法等を引用して記載する場合は，引用する内容が分かるように記載する。 上位文書で設定していない個別の計算式等を用いて評価する場合は，具体的に説明する。 	

<比較検討>

発電炉 工認手続きガイド	当社施設 設工認作成要領 (案)	発電炉 工認作成要領	備考
	<p>3.4 許容限界</p> <ul style="list-style-type: none"> 上位文書である強度評価の方針書で設定している許容限界を引用し、施設の評価対象部位ごとに許容限界を記載する。 上位文書の評価方針書で設定する各計算書共通の許容値等を引用して記載する場合は、引用する内容が分かるように記載する。 上位文書で設定していない個別の計算式等を用いて評価する場合は、具体的に説明する。 <p>3.5 評価方法</p> <ul style="list-style-type: none"> 上位文書の評価方針書で設定する各計算書共通の計算方法、計算式、解析手法等を引用して記載する場合は、引用する内容が分かるように記載する。 上位文書で設定していない個別の計算式、解析手法、試験結果等を用いて評価する場合は、具体的に説明する。 <p>4. 評価条件</p> <ul style="list-style-type: none"> 評価結果の妥当性を確認する上で必要となる、設計条件、評価用加速度、機器要目等の評価条件を記載する。計算書の前段で記載する評価条件についても、必要により再掲する。 <p>(記載例) 添付書類〇〇、〇〇の耐震計算書フォーマットに記載される評価条件</p> <p>5. 強度評価結果</p> <ul style="list-style-type: none"> 評価結果、許容値等を記載する。 	<p>3.4 許容限界</p> <ul style="list-style-type: none"> 上位文書である強度評価の方針書で設定している許容限界を引用し、施設の評価対象部位ごとに許容限界を記載する。 上位文書の評価方針書で設定する各計算書共通の許容値等を引用して記載する場合は、引用する内容が分かるように記載する。 上位文書で設定していない個別の計算式等を用いて評価する場合は、具体的に説明する。 <p>3.5 評価方法</p> <ul style="list-style-type: none"> 上位文書の評価方針書で設定する各計算書共通の計算方法、計算式、解析手法等を引用して記載する場合は、引用する内容が分かるように記載する。 上位文書で設定していない個別の計算式、解析手法、試験結果等を用いて評価する場合は、具体的に説明する。 <p>4. 評価条件</p> <ul style="list-style-type: none"> 評価結果の妥当性を確認する上で必要となる、設計条件、評価用加速度、機器要目等の評価条件を記載する。計算書の前段で記載する評価条件についても、必要により再掲する。 <p>(記載例) 添付書類〇〇、〇〇の耐震計算書フォーマットに記載される評価条件</p> <p>5. 強度評価結果</p> <ul style="list-style-type: none"> 評価結果、許容値等を記載する。 	

<比較検討>

発電炉 工認手続きガイド	当社施設 設工認作成要領 (案)	発電炉 工認作成要領	備考
	<p>6. 別添耐震計算書 (③) の記載要領</p> <p>別添資料として作成する各耐震計算書は、基本的に以下の構成とする。ただし、該当がない項目については、記載不要とする。地震応答解析と応力評価 (又は耐震評価) が一連の評価となる場合等は、必要によりまとめて記載する。評価内容等に応じて、記載項目の順序は前後する。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>1. 概要</p> <ul style="list-style-type: none"> 上位文書である耐震評価の方針書の評価方針を引用し、耐震評価の目的及び範囲を明確にする。 <p>(記載例)</p> <p>本資料は、別添資料〇〇「〇〇」に示すとおり、〇〇 (個別施設) が基準地震動 S_s による地震力に対しても〇〇機能を維持するために、耐震性を有することを確認するものである。</p> <p>2. 基本方針</p> <ul style="list-style-type: none"> 上位文書である耐震評価の方針書に示す構造計画のとおり、「2.1 位置 (又は配置)」及び「2.2 構造概要」を設定していることを記載する。 <p>(記載例)</p> <p>〇〇設備は、資料〇〇別添〇〇「〇〇」に示す構造計画のとおり、「2.1 位置 (又は配置)」及び「2.2 構造概要」を設定している。</p> <p>2.1 位置 (又は配置)</p> <ul style="list-style-type: none"> 上位文書である耐震評価の方針書で設定している構造計画等を引用し、評価対象部位、寸法を記載する。 評価対象部位が複数存在する場合は、代表の概要図を示す。本文に記載される部位は、構造図中で明示する。 <p>(記載例)</p> <p>〇〇設備の構造は、別添〇〇「2.1 評価対象設備」に示す構造計画としており、〇〇設備の構造計画を第〇〇表に、外観図を第〇〇図に示す。</p> <p>2.2 構造概要</p> <ul style="list-style-type: none"> 上位文書である耐震評価の方針書で設定している構造計画等を引用し、構造図、部位、寸法を記載する。 評価対象部位が複数存在する場合は、代表の概要図を示す。本文に記載される部位は、構造図中で明示する。 </div>	<p>6. 別添耐震計算書 (③) の記載要領</p> <p>別添資料として作成する各耐震計算書は、基本的に以下の構成とする。ただし、該当がない項目については、記載不要とする。地震応答解析と応力評価 (又は耐震評価) が一連の評価となる場合等は、必要によりまとめて記載する。評価内容等に応じて、記載項目の順序は前後する。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>1. 概要</p> <ul style="list-style-type: none"> 上位文書である耐震評価の方針書の評価方針を引用し、耐震評価の目的及び範囲を明確にする。 <p>(記載例)</p> <p>本資料は、別添資料〇〇「〇〇」に示すとおり、〇〇 (個別施設) が基準地震動 S_s による地震力に対しても〇〇機能を維持するために、耐震性を有することを確認するものである。</p> <p>2. 基本方針</p> <ul style="list-style-type: none"> 上位文書である耐震評価の方針書に示す構造計画のとおり、「2.1 位置 (又は配置)」及び「2.2 構造概要」を設定していることを記載する。 <p>(記載例)</p> <p>〇〇設備は、資料〇〇別添〇〇「〇〇」に示す構造計画のとおり、「2.1 位置 (又は配置)」及び「2.2 構造概要」を設定している。</p> <p>2.1 位置 (又は配置)</p> <ul style="list-style-type: none"> 上位文書である耐震評価の方針書で設定している構造計画等を引用し、評価対象部位、寸法を記載する。 評価対象部位が複数存在する場合は、代表の概要図を示す。本文に記載される部位は、構造図中で明示する。 <p>(記載例)</p> <p>〇〇設備の構造は、別添〇〇「2.1 評価対象設備」に示す構造計画としており、〇〇設備の構造計画を第〇〇表に、外観図を第〇〇図に示す。</p> <p>2.2 構造概要</p> <ul style="list-style-type: none"> 上位文書である耐震評価の方針書で設定している構造計画等を引用し、構造図、部位、寸法を記載する。 評価対象部位が複数存在する場合は、代表の概要図を示す。本文に記載される部位は、構造図中で明示する。 </div>	

発電炉工認手続きガイド及び作成要領を踏まえた当社施設の設工認作成要領【添付書類の作成要領 別紙5】

<比較検討>

発電炉 工認手続きガイド	当社施設 設工認作成要領 (案)	発電炉 工認作成要領	備考
	<p>(記載例)</p> <p>〇〇設備の構造は、別添〇〇「2.1 評価対象設備」に示す構造計画としており、〇〇設備の構造計画を第〇〇表に、外観図を第〇〇図に示す。</p> <p>2.3 評価方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・上位文書である耐震評価の方針書で設定している荷重条件，許容限界等を引用し，評価の方針として，「3. 地震応答解析」以降で実施する評価方法の内容を記載する。 <p>2.4 適用規格</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個別評価に用いる適用規格を記載する。 <p>3. 地震応答解析（又は固有値解析）</p> <p>3.1 基本方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・上位文書である耐震評価の方針書で設定している解析方針を引用し，解析の流れが分かるように，地震応答解析（又は固有値解析）の目的，考え方等を記載する。 <p>3.2 解析方法（又は固有振動数の計算方法）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・適用する解析方法，計算機プログラム（解析コード），適用寸法の考え方（公称値，下限値等），実施した試験の内容等を記載する。 <p>3.3 設計用地震力</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地震応答解析に用いる地震力，減衰定数等を記載する。減衰定数を引用する場合は，引用元の資料名を記載する。 ・入力地震力に床応答曲線を用いる場合は，機器の設置位置を記載する。 <p>3.4 解析モデル及び諸元</p> <ul style="list-style-type: none"> ・解析モデル，解析モデルの考え方，解析モデルの諸元，境界条件等を記載する。 <p>3.5 地震応答解析結果（又は固有値解析結果）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地震応答解析（又は固有値解析）の結果（固有値，モード図，応力解析の入力となる荷重，変位，加速度等）を記載する。 	<p>(記載例)</p> <p>〇〇設備の構造は，別添〇〇「2.1 評価対象設備」に示す構造計画としており，〇〇設備の構造計画を第〇〇表に，外観図を第〇〇図に示す。</p> <p>2.3 評価方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・上位文書である耐震評価の方針書で設定している荷重条件，許容限界等を引用し，評価の方針として，「3. 地震応答解析」以降で実施する評価方法の内容を記載する。 <p>2.4 適用規格</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個別評価に用いる適用規格を記載する。 <p>3. 地震応答解析（又は固有値解析）</p> <p>3.1 基本方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・上位文書である耐震評価の方針書で設定している解析方針を引用し，解析の流れが分かるように，地震応答解析（又は固有値解析）の目的，考え方等を記載する。 <p>3.2 解析方法（又は固有振動数の計算方法）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・適用する解析方法，計算機プログラム（解析コード），適用寸法の考え方（公称値，下限値等），実施した試験の内容等を記載する。 <p>3.3 設計用地震力</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地震応答解析に用いる地震力，減衰定数等を記載する。減衰定数を引用する場合は，引用元の資料名を記載する。 ・入力地震力に床応答曲線を用いる場合は，機器の設置位置を記載する。 <p>3.4 解析モデル及び諸元</p> <ul style="list-style-type: none"> ・解析モデル，解析モデルの考え方，解析モデルの諸元，境界条件等を記載する。 <p>3.5 地震応答解析結果（又は固有値解析結果）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地震応答解析（又は固有値解析）の結果（固有値，モード図，応力解析の入力となる荷重，変位，加速度等）を記載する。 	

<比較検討>

発電炉 工認手続きガイド	当社施設 設工認作成要領 (案)	発電炉 工認作成要領	備考
	<p>4. 応力評価（又は耐震評価）</p> <p>4.1 基本方針</p> <ul style="list-style-type: none"> 上位文書である耐震評価の方針書で設定している評価方針を引用し、評価の流れが分かるように、応力評価（又は耐震評価）の目的、考え方、耐震クラス等を記載する。 <p>4.2 評価対象部位</p> <ul style="list-style-type: none"> 上位文書である耐震評価の方針書で設定している評価対象部位を引用し、詳細な評価対象部位及び部位選定の考え方を記載する。 同じ評価方法で評価する部位が複数あり、代表部位で記載する場合は、最も評価が厳しくなる部位を選定していることを説明する。 <p>4.3 荷重及び荷重の組合せ</p> <ul style="list-style-type: none"> 上位文書である耐震評価の方針書で設定している荷重及び荷重の組合せを引用し、評価対象部位ごとの荷重及び組合せ荷重を具体的に記載する。 上位文書の評価方針書で設定する各計算書共通の荷重算出方法を引用して記載する場合は、引用する内容が分かるように記載する。 上位文書で設定していない個別の計算式等を用いて評価する場合は、具体的に説明する。 <p>4.4 許容限界</p> <ul style="list-style-type: none"> 上位文書である耐震評価の方針書で設定している許容限界を引用し、評価対象部位ごとに許容限界を記載する。 上位文書の評価方針書で設定する各計算書共通の許容値等を引用して記載する場合は、引用する内容が分かるように記載する。 上位文書で設定していない個別の計算式等を用いて評価する場合は、具体的に説明する。 <p>4.5 評価方法</p> <ul style="list-style-type: none"> 上位文書の評価方針書で設定する各計算書共通の計算方法、計算式、解析手法等を引用して記載する場合は、引用する内容が分かるように記載する。 上位文書で設定していない個別の計算式、解析手法、試験結果等を用いて評価する場合は、具体的に説明する。 	<p>4. 応力評価（又は耐震評価）</p> <p>4.1 基本方針</p> <ul style="list-style-type: none"> 上位文書である耐震評価の方針書で設定している評価方針を引用し、評価の流れが分かるように、応力評価（又は耐震評価）の目的、考え方、耐震クラス等を記載する。 <p>4.2 評価対象部位</p> <ul style="list-style-type: none"> 上位文書である耐震評価の方針書で設定している評価対象部位を引用し、詳細な評価対象部位及び部位選定の考え方を記載する。 同じ評価方法で評価する部位が複数あり、代表部位で記載する場合は、最も評価が厳しくなる部位を選定していることを説明する。 <p>4.3 荷重及び荷重の組合せ</p> <ul style="list-style-type: none"> 上位文書である耐震評価の方針書で設定している荷重及び荷重の組合せを引用し、評価対象部位ごとの荷重及び組合せ荷重を具体的に記載する。 上位文書の評価方針書で設定する各計算書共通の荷重算出方法を引用して記載する場合は、引用する内容が分かるように記載する。 上位文書で設定していない個別の計算式等を用いて評価する場合は、具体的に説明する。 <p>4.4 許容限界</p> <ul style="list-style-type: none"> 上位文書である耐震評価の方針書で設定している許容限界を引用し、評価対象部位ごとに許容限界を記載する。 上位文書の評価方針書で設定する各計算書共通の許容値等を引用して記載する場合は、引用する内容が分かるように記載する。 上位文書で設定していない個別の計算式等を用いて評価する場合は、具体的に説明する。 <p>4.5 評価方法</p> <ul style="list-style-type: none"> 上位文書の評価方針書で設定する各計算書共通の計算方法、計算式、解析手法等を引用して記載する場合は、引用する内容が分かるように記載する。 上位文書で設定していない個別の計算式、解析手法、試験結果等を用いて評価する場合は、具体的に説明する。 	

<比較検討>

発電炉 工認手続きガイド	当社施設 設工認作成要領 (案)	発電炉 工認作成要領	備考
	<p>・計算に使用する記号の定義を記載する。過去の工認資料の例に ならない、記号の定義は、記号表として記載するか、あるいは当 該式の下に記載する。</p> <p>5. 機能維持評価</p> <p>5.1 基本方針</p> <p>・上位文書である耐震評価の方針書で設定している評価方針を引 用し、解析の流れが分かるように、機能維持評価の目的、考え 方等を記載する。</p> <p>5.2 評価対象部位</p> <p>・上位文書である耐震評価の方針書で設定している評価対象部位 を引用し、詳細な評価対象部位及び部位選定の考え方を記載す る。</p> <p>5.3 許容限界</p> <p>・上位文書である耐震評価の方針書で設定している許容限界を引 用し、評価対象部位ごとに許容限界を記載する。</p> <p>5.4 評価方法</p> <p>・上位文書である耐震評価の方針書の機能維持方針を引用し、機 能維持評価の方法を記載する。具体的には、評価対象の応答加 速度が、「5.3 許容限界」で示す機能確認済加速度等の許容限 界以下となることを確認する等を記載する。</p> <p>6. 評価条件</p> <p>・評価結果の妥当性を確認する上で必要となる、設計条件、評価 用加速度、機器要目等の評価条件を記載する。計算書の前段で 記載する評価条件についても、必要により再掲する。</p> <p>(記載例)</p> <p>添付書類：○○、○○の耐震計算書フォーマットに記載される評 価条件</p> <p>7. 強度評価結果</p> <p>・許容限界、耐震評価結果、評価結果等を記載する。</p>	<p>・計算に使用する記号の定義を記載する。過去の工認資料の例にな らない、記号の定義は、記号表として記載するか、あるいは当該式 の下に記載する。</p> <p>5. 機能維持評価</p> <p>5.1 基本方針</p> <p>・上位文書である耐震評価の方針書で設定している評価方針を引用 し、解析の流れが分かるように、機能維持評価の目的、考え方等 を記載する。</p> <p>5.2 評価対象部位</p> <p>・上位文書である耐震評価の方針書で設定している評価対象部位を 引用し、詳細な評価対象部位及び部位選定の考え方を記載する。</p> <p>5.3 許容限界</p> <p>・上位文書である耐震評価の方針書で設定している許容限界を引用 し、評価対象部位ごとに許容限界を記載する。</p> <p>5.4 評価方法</p> <p>・上位文書である耐震評価の方針書の機能維持方針を引用し、機能 維持評価の方法を記載する。具体的には、評価対象の応答加速 度が、「5.3 許容限界」で示す機能確認済加速度等の許容限界以下 となることを確認する等を記載する。</p> <p>6. 評価条件</p> <p>・評価結果の妥当性を確認する上で必要となる、設計条件、評価用 加速度、機器要目等の評価条件を記載する。計算書の前段で記載 する評価条件についても、必要により再掲する。</p> <p>(記載例)</p> <p>添付書類：○○、○○の耐震計算書フォーマットに記載される評価 条件</p> <p>7. 強度評価結果</p> <p>・許容限界、耐震評価結果、評価結果等を記載する。</p>	